

平成29年第3回美里町議会定例会会期日程表

日次	月	日	曜	開議時刻	摘 要
第1日	9	11	月	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会議録署名議員指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・町長提出議案の一括上程 ・町長提出議案の提案理由説明 ・議案審議（内容説明・質疑・討論・採決）
第2日		12	火	午前10時	・一般質問
				休 会	・各常任委員会
第3日	13	水	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・各常任委員会報告及び質疑 ・議案審議（内容説明・質疑・討論・採決） ・閉会 	

第 1 号

9 月 1 1 日 (月)

平成29年3回美里町議会定例会会議録（第1号）

平成29年 9月11日(月)

午前10時00分 開 会

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名 3番 坂田 竜義議員 4番 濱田 憲治議員
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 (1)議長
(2)町長
(3)監査委員
(4)宇城広域連合議会議員
- 日程第4 町長提出議案の一括上程（議案第42号から議案第62及び報告第4号）
- 日程第5 町長提出議案の提案理由説明
- 日程第6 議案第42号 専決処分事項（熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について）の報告及び承認を求めることについて
- 日程第7 議案第43号 農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第44号 美里町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第45号 平成28年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第46号 平成28年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第47号 平成28年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第48号 平成28年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第49号 平成28年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第50号 平成28年度美里町砥用東部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第51号 平成28年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第16 議案第52号 平成28年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 報告第4号 平成28年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第18 監査委員の意見書説明
- 日程第19 議案第53号 平成29年度美里町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第54号 平成29年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第55号 平成29年度美里町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第56号 平成29年度美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第57号 平成29年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第58号 平成29年度美里町砥用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第59号 平成29年度美里町生活排水特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第60号 平成29年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

2. 出席議員（12名）

1番	光井博幸君	2番	今田政行君
3番	坂田竜義君	4番	濱田憲治君
5番	上田孝君	6番	松永正憲君
7番	吉田美好君	8番	渡邊義文君
9番	上村則幸君	10番	福田秀憲君
11番	吉田起登君	12番	中川政司君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町 長	上 田 泰 弘 君	副 町 長	上 田 隆 信 君
教 育 長	吉 永 公 力 君	総 務 課 長	吉 住 慎 二 君
企画情報課長	大 西 茂 君	税 務 課 長	中 嶋 春 彦 君
住 民 課 長	向 山 照 美 君	福 祉 課 長	中 村 武 志 君
健康窓口課長	山 田 輝 臣 君	経 済 課 長	宮 寄 幸 仁 君
林務観光課長	下 田 幸 輔 君	建 設 課 長	長 井 寿 浩 君
水道衛生課長	北 島 浩 徳 君	会 計 課 長	田 上 和 則 君
教 育 課 長	倉 田 辰 実 君		

5. 事務局職員出席者

事 務 局 長	福 島 繁 君	書 記	津 田 里 美 子 君
---------	---------	-----	-------------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（中川政司君） それでは、皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成29年第3回美里町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員指名

○議長（中川政司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、3番、坂田竜義君、4番、濱田憲治君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（中川政司君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

8月30日、議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、吉田起登君。

○議会運営委員長（吉田起登君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。平成29年第3回美里町議会運営委員会を8月30日水曜日、午後2時半より中央庁舎議会委員会室において開いておりますので、その報告をいたします。

出席者は議会より、中川議長、吉田美好総務常任委員長、松永正憲経済建設常任委員長、渡邊義文社会文教常任委員長と私吉田と、執行部より、上田泰弘町長、上田隆信副町長、吉住総務課長。事務局より、福島事務局長と津田参事の出席のもと行っております。

冒頭に、町長のほうから「今回の予算は101億になっておりますが、繰越分を含めると130億近くになる」との報告がっております。「美里町にとりましては、今が一番大事な時で正念場ではないでしょうか。」という、その旨のお話がありました。

議題につきましては、執行部提出議案について、吉住総務課長より、専決処分関係1件、条例関係2件、決算関係8件、予算関係8件、その他3件、計22件についての説明がっております。

次に、議員提出議案、請願・陳情・意見書等について、平成29年6月2日以降の分として1件を受け付けております。このことにつきましては、「全国森林環境税の創設に関する意見書採択に関する陳情について」の依頼であります。よって、これを受理し、陳情採択についての議員発議として意見書提出について提案するこ

とに決定をしております。

次に、一般質問につきましては、通告者1名、坂田竜義議員から通告がっております。

次に、日程・会期等につきましては、執行部提出議案と一般質問等を踏まえた上で、会期を会期予定表（案）のとおり、9月11日より9月13日までの3日間と決定いたしました。日程の内容については、議案集の議事予定表（案）をご覧ください。

本日9月11日、第1日目は、諸般の報告、町長提出議案の一括上程、議案第42号から議案第62号及び報告第4号まで、次に町長提出議案の提案理由の説明。そのあと議案審議。日程第6、議案第42号「専決処分事項 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についての報告及び承認を求めることについて」より、日程第8、議案第44号「美里町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について」までを内容説明・質疑・討論・採決を行います。次に、日程第9、議案第45号「平成28年度美里町一般会計歳入歳出の認定について」より、日程第16、議案第52号「平成28年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」までを一括議題とし、内容説明のみを行い、質疑・討論・採決は最終日に行います。次に、日程第17、報告第4号「平成28年度美里町財政健全化判断比率及び基金不足の報告について」の報告を受けたあと、日程第18、「監査委員の意見書説明」を行います。次に、日程第19、議案第53号「平成29年度美里町一般会計補正予算（第3号）」より、日程第26、議案第60号「平成29年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」までを一括議題とし、内容説明のみを行い、質疑・討論・採決は最終日に行います。

9月12日、2日目は一般質問です。坂田竜義議員が行います。そのあと休会とし、各常任委員会を各常任委員長の指示により行ってください。

次に、9月13日、3日目最終日は、各常任委員会の委員長報告及び質疑を行います。次に、日程第9、議案第45号「平成28年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について」より、日程第16、議案第52号「平成28年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」までを再度上程し、内容説明が終わっておりますので、質疑・討論・採決を行います。次に、日程第19、議案第53号「平成29年度美里町一般会計補正予算（第3号）」より、日程第26、議案第60号「平成29年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」までを再度上程し、内容説明が終わっておりますので、質疑・討論・採決を行います。次に、日程第27、議案第61号「準用河川金木川災害復旧工事請負契約の締結について」と、日程第28、議案第62号「普通河川藤木川災害復旧工事請負契約の締

結について」の内容説明・質疑・討論・採決を行います。そのあと、日程第29、陳情第1号について採決。次に、日程第30、発議第1号「全国森林環境税の創設に関する意見書の提出について」、内容説明・質疑・討論・採決を行います

以上で、8月30日に行われました議会運営委員会の委員長報告を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

皆さんにお諮りします。ただいま議会運営委員長の報告のとおり、会期は、本日9月11日から9月13日までの3日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日9月11日から9月13日までの3日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（中川政司君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議長から行います。6月定例会後の報告を行います。

6月26日、宇城食品衛生協会中央支会通常総会に出席をいたしました。

27日、やまびこ祭り実行委員会が砥用庁舎で行われ、出席をいたしております。

28日、社会福祉協議会の理事会が湯の香苑であり、出席をしております。

30日、宇城地区保護司会定期総会が宇城広域連合であり、出席をいたしております。

7月6日、美里町人権教育推進協議会の総会に、中央公民館であり出席をいたしております。同じくその日に、美里町青少年育成町民会議の総会に出席をいたしております。

11日、美里かぼちゃ研究通常総会が中央庁舎であり、出席をいたしております。

12日、宇城地区防犯協会評議員会議が宇城警察署であり、出席をいたしております。

13日、三期成会合同定期総会が人吉であり、出席をいたしております。

21日、第1回宇城広域連合議会臨時会及び全員協議会が宇城広域連合であり、吉田美好議員とともに出席をいたしております。

22日、ふるさと祭りがあり、議員の皆さんとともに出席をいたしております。

24日、平成29年第1回臨時会及びその後、第2回全員協議会に出席をいたしております。

28日、熊本県町村議長会理事会が自治会館であり、出席をしております。

29日、壺台橋祭りがあり、地元今田議員とともに出席をいたしております。

30日、美里町ナイター陸上記録会が総合運動公園であり、出席をいたしました。

8月1日、国道443号整備促進期成会通常総会が熊本テルサであり、出席をいたしております。

3日、熊本県議長会正副議長研修会が自治会館であり、吉田副議長とともに出席をいたしました。

5日、女性消防操法大会出場隊の訓練視察及び激励会に、吉田副議長とともに出席をいたしております。

18日、やまびこ祭りがあり、やまびこの造り物の審査に出席をいたしております。

19日、やまびこ祭りに議員の皆さんとともに出席をいたしました。

20日、第5回熊本県女性消防操法大会が人吉市であり、出席をいたしております。

22日、小川嘉島線整備促進期成会の総会が甲佐町であり、出席をいたしております。同じくその日の午後、町村議長会常任委員長及び議会運営委員長研修会が文化センターであり、出席をいたしております。

26日、砥用少年野球美里大会が総合運動公園であり、出席をいたしております。同じくその日に、宇城地区人権教育研究大会がウイング松橋であり、出席をいたしました。

30日、議会運営委員会があり出席をいたしております。

9月5日、熊本縣市町村総合事務組合議会が自治会館であり、出席をいたしております。同じくその日に、美里町交通安全対策協議会評議員会議に出席をいたしております。

9月8日、サクラ化学工業株式会社熊本工場の開場式に、議員の皆さんとともに出席をいたしました。

9日、サクラ化学工業主催のサクラカップ杯に、吉田副議長とともに出席をいたしております。

以上で、議長の報告を終わります。

次に、町長に行政報告を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） おはようございます。

6月議会後の行政報告をさせていただきます。なお、大変多くなりますので要約してご報告を申し上げます。

6月16日、日本国道協会の定時総会のため上京いたしております。

6月17日、社会を明るくする運動 美里町民の集い。その後、レッドブルの白龍走の大会に出席をいたしております。

6月19日、叙勲の伝達式、対象者はもうお亡くなりになりました故古賀 強さんの分でございます。その後、九州ハイランド活性化協議会の通常総会。そのあと、美里町青色申告会の通常総会に出席をいたしております。

6月20日、美里町杯グランドゴルフ大会。その後、宇城地域木材需要拡大協議会の通常総会。そのあと、熊本県農業会議の通常総会、夜には美里町建設業協会の総会後の懇親会に出席をいたしております。

6月21日、美里町生活研究グループの総会。その後、夜に美里町北校区の嘱託員・嘱託補の懇親会に出席をいたしております。

6月22日、民生委員辞令交付式。

6月23日、熊本宇城農業協同組合の通常総代会。午後から、熊本県畜産協会の定時総会。

6月24日、熊本よかばい祭りということで、熊本市の花畑広場で開催をされまして、その開会の式典に出席をいたしております。

6月27日、やまびこ祭りの実行委員会。その後、宇城・上益城地域統一畜産共進会の幹事会。夜には、熊本地震の復旧・復興現地意見交換会の懇親会が、知事公邸で開催されましたので出席をいたしております。

6月28日、社会福祉協議会の評議員会。その後、社会福祉協議会の理事会。夜には、警察官友の会の宇城支部の総会。

6月29日、宇城地域農業活性化協議会の監査。その後、社会を明るくする運動の美里町の推進委員会。

6月30日、JA熊本うき砥用地区柿部会の通常総会。そのあと、宇城地区の保護司会の総会に出席いたしております。

7月3日、宇城食品衛生協会の砥用支部の総会。

7月4日、森林管理署と森林安心安全協定の締結をいたしております。

7月5日、定住促進住宅団地貸付等審査委員会の委嘱状交付式。

7月6日、美里町人権教育推進協議会の総会。その後、美里町青少年育成町民会議。

7月7日、熊本地震の復旧・復興会議。

7月8日、田の実会の生産者・消費者との交流会に出席をいたしております。

7月9日、旧釈迦院ダムの予定地域振興協議会の総会。

7月10日、全国過疎地域自立促進連盟の熊本県支部の監査を行っております。

その後、農業委員会の会議。

7月11日、簡易水道整備促進に関する要望活動に出席するため、日帰りで上京いたしております。

7月12日、宇城地区防犯協会の役員会。その後、宇城地区防犯協会の評議員会に出席いたしております。

7月13日、三期成会の合同定期総会。

7月14日、宇城広域連合正副連合長会議。

7月17日、美里町土地改良区東部事業部の水天宮祭。

7月18日、総合教育会議に出席をいたしております。

7月19日、緑川改修期成会の第1回の要望活動ということで上京し、国土交通省を訪れております。

7月20日、臨時農業委員会の会議。その後、辞令交付式。夜には、JA熊本うきの下東花鉢部会の総会。

7月21日、宇城広域連合臨時議会及び全員協議会。そのあと、宇城地域農業活性化協議会の総会、そのあと、熊本県簡易水道協会の理事会に出席をいたしております。

7月22日、ふるさと祭りのグラウンドゴルフ大会。そのあと、ふるさと祭りに参加をいたしております。

7月24日、美里町議会の臨時会。その後、全員協議会に出席をいたしております。

7月25日、西台地の土地改良区の井手祭り。そのあと、宇城・上益城地域統一畜産共進会の通常総会。夜には、在宅医療・介護連携推進会議に出席をいたしております。

7月26日、本田住建、会社設立20周年ということで寄付金を贈呈されましたので、その来庁の対応をいたしております。午後から、総務省の参事官が来庁されましたので、その対応をさせていただいております。

7月27日、美里町の土地改良区の理事会。

7月28日、宇城地区交歓美里グラウンドゴルフ大会。そのあと、衆議院の総務委員会の視察対応ということで、意見交換会に出席をいたしております。

7月29日、うきうき地域づくりフォーラム。夜には、霊台橋祭りに出席をいたしております。

7月30日、美里町のナイター陸上の記録会。

7月31日、熊本県の後期高齢者医療広域連合例月現金出納検査を行っております。

8月1日、熊本県河川海岸協会の通常総会。その後、国道443号整備促進期成会の通常総会。

8月2日、公益財団法人のB&G財団の理事が来庁されましたので、その対応をいたしております。

8月3日、4日、佐俣の湯の道の駅視察で、北海道の道内4カ所の道の駅を視察いたしております。

8月5日、熊本県女性消防操法大会の訓練視察、その後、激励会に出席いたしております。

8月8日、美里町調理職員の研修会。

8月9日、全国過疎地域自立促進連盟熊本県支部の総会。

8月10日、固定資産評価審査委員会の会議。

8月15日、熊本県の戦没者慰霊祭。

8月18日、やまびこ祭りのグランドゴルフ大会。そのあと、熊本県道路利用者協会の理事会。そのあと、道路整備促進期成同盟の同盟会の熊本県地方協議会の理事会に出席いたしております。

8月19日、やまびこ祭りの出発式、その後、やまびこ祭りに参加をし、そのあと、桜の丘の夏祭りに出席をいたしております。

8月20日、熊本県の女性消防操法大会に出席をいたしまして、今回は熊本県で3位という成績になりました。応援をしていただき、誠にありがとうございました。

8月21日、熊本県治山林道協会の理事会。

8月22日、主要地方道小川嘉島線道路整備促進期成会。その後、健康を守る婦人の会宇城支部の大会。夜には、JA下東の園芸部会の総会。

8月24日、遠山監査委員、それから福田監査委員より、決算審査の報告を受けております。その後、佐俣の湯温泉まつりの実行委員会に出席をいたしております。

8月25日、佐俣の湯の臨時株主総会を開いております。ここで、佐俣の湯の臨時株主総会の内容についてご報告をさせていただきます。

現在、佐俣の湯は、昨年の実績を上回るペースで収益が出ております。近年、非常に好調な結果を残しているのは、社員の皆さんやパートの皆さんの頑張り、あるいは意識改革の結果だと考えております。これまで筆頭株主の美里町から代表取締役を選出していたところですが、現場を把握することは困難であり、様々な支障が出ておりました。併せて、経営のさらなる効率化を図るため、先日の臨時株主総会におきまして、現在総支配人を務める畠舎修三氏を代表取締役に選出いたしました。

ので、この場をお借りしてご報告を申し上げたいというふうに思います。

今後とも、美里町の顔となる施設として、さらに経営状況の向上を目指していかれますので、引き続き、議会の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いを申し上げます。次に進みます。

8月26日、砥用少年野球美里大会。そのあと、宇城地区人権教育研究大会。

8月29日、区画整理下永富校区の換地委員の委嘱状交付。

8月30日、議会運営委員会。

8月31日、熊本県後期高齢者医療広域連合の例月出納検査と決算審査を行っております。その後、熊本学園大学のフィールドワーク演習報告会。

9月1日、佐俣の湯の職員朝礼。その後、畜産育成管理品評会の表彰式。

9月3日、西部支部の球技大会。その後、畝野支部の体育大会に出席をいたしております。

9月5日、美里町の土地改良区の施設見学会。午後から、美里町交通安全対策の協議会の評議員会。その後、JA下東小物野菜部会の総会。そのあと、土地改良区の施設見学会の反省会に出席をいたしております。

9月6日、熊本県治山林道協会の通常総会。

9月7日、アタック・ザ・日本一の実行委員会。

9月8日、サクラ化学工業の熊本工場の開場式に出席をし、その後、開場のあとのパーティーに出席をいたしております。議員の皆様にはご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。

9月9日、中学校野球の美里大会。

9月10日、東部支部の球技大会と豊富支部の運動会に出席をしたところでございます。

以上で、私からの諸般の報告とさせていただきます。

○議長（中川政司君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

次に、監査委員の例月現金出納検査報告を求めます。10番、福田秀憲君。

○監査委員（福田秀憲君） おはようございます。例月現金出納検査を行いましたので、その報告をいたします。

美里町議会議長 中川 政司様

美里町監査委員 遠山 史朗 同じく、福田 秀憲

6月定例以降の例月現金出納検査を3月分行いましたので、その結果に関する報告をいたします。

地方自治法第235条の2第1項により、平成29年5月、6月、7月分の出納検査を行ったので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告をします。

検査対象といたしまして、会計管理者所管の一般会計、特別会計、歳入歳出外現金に関する現金、一時借入金について行いました。

検査は、5月分につきましては6月の26日、6月分につきましては7月の26日、7月分につきましては8月の25日に行っております。

検査の結果といたしまして、諸帳簿及び提出された諸表の計算は正確であり、不正、不当な出納はなく確実なものと認めました。同時にですね、出納計算書及び基金積立調書を添付しておりますので、ご覧いただければと思います。

以上、報告を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、監査委員の例月現金出納検査報告を終わります。

次に、宇城広域連合議会議員の報告を求めます。7番、吉田美好君。

○宇城広域連合議会議員（吉田美好君） 宇城広域連合議会議員の報告を行います。

平成29年第1回宇城広域連合議会臨時会が開かれましたので、内容について報告をいたします。

日時でございます。平成29年7月21日金曜日です。午前10時に開会、場所は宇城広域連合2階交流プラザでございます。

山村議長の開会宣告、守田広域連合長挨拶があり、日程に入りました。

日程第1、会議録署名議員の指名。3番、柴田議員、4番、石川議員を指名されております。

日程第2、会期の決定。1日間と決定をいたしております。

日程第3、議案第6号、宇城広域連合財産の取得について。財産の名称、宇城広域連合消防本部高規格消防車3台でございます。これは豊野分署、網田分署、三角分署の分ということでございます。契約の方法としまして、指名競争入札。取得価格8,114万8,666円。契約の相手方、熊本トヨタ自動車宇城店でございます。審議、採決の結果、全員が賛成。原案どおり可決をいたしております。

日程第4、議案第7号、工事請負契約の締結について。工事の名称でございます。浄化センター橋梁架け替え工事。契約の方法としまして、条件付き一般競争入札。契約の金額、2万1,276万円でございます。契約の相手方、株式会社吉田企業。審議、採決の結果、全員賛成。原案どおり決定をいたしております。

日程第5、議案第8号、工事請負契約の締結について。工事の名称でございますが、宇城広域連合汚泥再生処理センター建設工事でございます。契約の方法としまして、総合評価一般競争入札。契約の金額、37億5,516万円でございます。契約の相手方、日立造船・浅野環境特定建設工事共同企業体でございます。審議、採決の結果、全員賛成。原案どおり可決をいたしております。

日程第6、議案第9号、平成29年度宇城広域連合一般会計補正予算（第1号）

について。構成する市・町より総務管理費負担金として173万5,000円を増額補正するものでございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ33億6,541万7,000円とする提案でございまして、審議、採決の結果、全員賛成。原案どおり可決をいたしております。

日程第7、報告第1号、平成28年度宇城広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書について。款の4衛生費、項の3清掃費、事業名が宇城クリーンセンターリサイクルプラザ破碎機整備修繕ということで、金額が2,701万8,000円。それから、款の5消防費、項の1消防費、事業名、消防本部・美里分署・三角分署庁舎の耐震診断業務委託ということでございます。金額は638万7,000円でございますが、内、繰越額は534万6,000円ということでございます。この2件について報告がっております。

日程第8、発議第1号、宇城広域連合議員会議規則の一部を改正する規則の制定について。10番、中川議員より発議があり、審議、採決の結果、全員が賛成。可決成立をいたしております。

以上で、全議案が議了し、閉会をいたしております。

以上、報告といたします。

○議長（中川政司君） 以上で、宇城広域連合議会議員の報告を終わります。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 町長提出議案の一括上程（議案第42号から議案第62号及び報告第4号）

○議長（中川政司君） 日程第4、町長提出議案の一括上程を行います。

議案第42号から議案第62号及び報告第4号の案件を一括して上程し、案件のみ議会事務局長に朗読をさせます。福島議会事務局長。

○事務局長（福島 繁君） それでは、議案集の2枚目、議事予定表（案）をお開きいただきたいと思います。それでは、読み上げます。

議案第42号 専決処分事項（熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について）の報告及び承認を求めることについて

議案第43号 農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第44号 美里町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第45号 平成28年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第46号 平成28年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて

- 議案第 47 号 平成 28 年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 48 号 平成 28 年度美里町介護保険別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 49 号 平成 28 年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 50 号 平成 28 年度美里町砥用東部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 51 号 平成 28 年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 52 号 平成 28 年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 報告第 4 号 平成 28 年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

次のページをお願いいたします。

- 議案第 53 号 平成 29 年度美里町一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 54 号 平成 29 年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 55 号 平成 29 年度美里町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 56 号 平成 29 年度美里町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 57 号 平成 29 年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 58 号 平成 29 年度美里町砥用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 59 号 平成 29 年度美里町生活排水特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 60 号 平成 29 年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 61 号 準用河川金木川災害復旧工事請負契約の締結について
- 議案第 62 号 普通河川藤木川災害復旧工事請負契約の締結について
- 以上でございます。

○議長（中川政司君） 以上で、議会事務局長の朗読を終わります。

-----○-----

日程第 5 町長提出議案の提案理由説明

○議長（中川政司君） 日程第 5、町長提出議案の提案理由説明を行います。

町長に提案理由の説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） それでは、提案理由をご説明申し上げます。

今定例会に提案しております議案は、専決処分事項1件、条例2件、決算認定8件、報告1件、補正予算8件、その他2件の計22件でございます。

最初に、専決処分事項、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更につきましては、同組合の構成団体の名称変更に伴う事務及び規約の変更につきまして専決処分を行いましたので、議会に報告し承認を求めるものでございます。

次に、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の改正を行うものでございます。

美里町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規定の改正を行うものでございます。

次に、平成28年度の美里町一般会計決算及び特別会計7会計の決算の認定につきましては、地方自治法の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付すものでございます。

平成28年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政健全化に関する法律の規定により、監査委員の意見を付けて議会に報告するものでございます。

次に、平成29年度美里町一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億5,842万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を101億6,062万5,000円とするものでございます。

歳入のうち主なものでございますが、国庫支出金では、公共土木施設災害復旧費負担金を3億5,610万円増額し、無線システム復旧支援事業補助金965万3,000円を計上し、災害等廃棄物処理事業費補助金を1億481万2,000円、社会資本整備総合交付金を8,431万3,000円増額いたしております。県支出金では、災害救助費負担金を700万円、熊本地震復興基金交付金を1,200万円増額し、くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金864万円、土砂災害危険住宅移転促進事業補助金600万円を計上いたしております。繰入金では、財政調整基金繰入金を2,900万円減額し、繰越金では、前年度繰越金を1億2,010万4,000円増額し、諸収入では、宇城広域連合負担金前年度決算剰余金返還金4,417万4,000円、熊本県市町村振興協会交付金4,520万2,000円を計上しております。町債では、5,109万9,000円を減額いたしております。

次に、歳出の主なものでございますが、総務費では、公衆無線LAN環境整備工事費1,500万円、財政調整基金積立金7,100万円を計上し、民生費では、保育料の還付金71万3,000円、熊本地震の被災者の転居費用及び民間賃貸住宅入居支援助成金1,200万円、災害弔慰金500万円を計上したところでございます。

なお、ただいま、保育料の還付金についてご説明申し上げましたが、予算額71万3,000円の内、55万3,000円につきましては、ひとり親世帯など要保護世帯に係る保育料軽減措置の算定誤りにより、本来よりも高い保育料を徴収していたことに伴い還付するものでございます。この場をお借りしてご報告申し上げ、お詫び申し上げますとともに、今後、複数人によるチェック体制を徹底するなど、再発防止に努めてまいりたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

次に、衛生費でございます。震災家屋解体撤去委託料を1億8,596万1,000円、震災解体家屋仮置場管理委託料を2,124万6,000円増額いたしております。農林水産業費では、くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業費補助金1,036万8,000円を計上し、商工費では、事業内容の見直しに伴い石段給水工事設計監理委託料及び工事費を2,789万9,000円減額し、御坂遊歩道周辺施設整備設計業務委託料454万円を計上いたしております。土木費では、被災住宅再建支援事業補助金600万円を計上し、社会資本整備総合交付金事業及び道路整備交付金事業等の委託料及び工事費を2億718万円増額をいたしております。消防費では、中央地区の仮設住宅用防火水槽整備工事費700万円を計上し、災害復旧費では、農用地等災害、林道施設災害及び国庫負担災害の測量設計委託料及び工事費を2億920万8,000円増額いたしております。

次に、特別会計7会計の補正予算につきましては、歳入におきましては、前年度交付額の決定に伴う過年度交付金及び前年度決算剰余金の確定に伴う前年度繰越金等を増額し、歳出におきましては、前年度交付額の決定に伴う国庫負担金等の返還金及び前年度決算剰余金の確定に伴う基金積立金等、必要額を増額いたしております。

次に、準用河川金木川災害復旧工事請負契約及び普通河川藤木川災害復旧工事請負契約の締結につきましては、予定価格が5,000万円を超える工事の請負契約のため、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決に付すものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、詳細につきましては担当課長に説明をいたさせますので、慎重なるご審議をいただき、速やかなるご議決をお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（中川政司君） 以上で、町長提出議案の提案理由説明を終わります。

-----○-----

日程第6 議案第42号 専決処分事項（熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について）の報告及び承認を求めることについて

○議長（中川政司君） 日程第6、議案第42号、専決処分事項（熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について）の報告及び承認を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） 議案第42号につきましてご説明申し上げます。

専決処分事項（熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について）の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成29年9月11日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がありますが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、同法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

次のページをお開き願います。

専決処分書でございます。平成29年8月22日に専決処分をいたしております。

次のページをお開き願います。

熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、平成29年9月30日限りで、熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本縣市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更する。

熊本縣市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

熊本縣市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。

内容につきましては、説明資料の新旧対照表により説明をさせていただきます。

別冊の新旧対照表の1ページをご覧ください。

左の欄が変更前、右の欄が変更後となっております。

別表第1、組合を組織する地方公共団体につきましては、左側の真ん中あたりになります「公立玉名中央病院企業団」を、右側になります「地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合」に変更するものでございます。

2ページをお開き願います。

別表第2、組合の共同処理する事務につきましては、第3条第1号に関する事務から、表の真ん中あたりです。中段あたりになります。「公立玉名中央病院企業団」を削除し、次のページをお開き願います。第3条第9号に関する事務の、これも中段あたりになりますが、「公立玉名中央病院企業団」を、「地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合」に変更するものでございます。

次に議案書をお開き願います。

附則でございますが、この規約は、平成29年10月1日から施行する。となっております。

以上で、議案第42号についての説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第6、議案第42号、専決処分事項（熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について）の報告及び承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第6、議案第42号、専決処分事項（熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について）の報告及び承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

-----○-----

日程第7 議案第43号 農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行に

伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（中川政司君） 日程第7、議案第43号、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） 議案第43号についてご説明申し上げます。

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり定める。

平成29年9月11日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

第1条につきましては、美里町課設置条例の一部改正。

第2条につきましては、美里町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正。

第3条につきましては、美里町農村地域工業等導入促進審議会設置条例の一部改正となっております。

内容につきましては、説明資料の新旧対照表により説明をさせていただきます。

別冊の新旧対照表をご覧ください。

1ページになります。最初に、第1条の美里町課設置条例の一部改正でございます。

2ページをお開きください。左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。第2条、課の分掌事務、企画情報課の部分になります。上から3行目です。第13号中、「農村工業導入」を、右側になります。「農村地域産業導入の促進」に改めるものでございます。

4ページをお開き願います。4ページにつきましては、第2条の美里町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

6ページを開き願います。中段よりちょっと上になります。別表第1中、「農村地域工業導入促進審議会委員」を、右側になります「農村地域産業導入促進審議会」に改めるものでございます。

8 ページをお開き願います。8 ページにつきましては、第3条の美里町農村地域工業等導入促進審議会設置条例の一部改正でございます。題名を「美里町農村地域工業等導入促進審議会設置条例」から「美里町農村地域産業導入促進審議会設置条例」に改めまして、第1条中、「農村地域工業等導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に、「第18条第2項」を「第14条第2項」に、「美里町農村地域工業等導入促進審議会」を「美里町農村地域産業導入促進審議会」に改めまして、第2条中、「工業等」を「産業」に改めるものでございます。

次に議案書をお開き願います。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行する。といたしております。

以上で、議案第43号についての説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第7、議案第43号、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第7、議案第43号、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（中川政司君） ここでしばらく休憩いたします。再開を午前11時15分といたします。

-----○-----

休憩 午前10時59分

再開 午前 11 時 15 分

-----○-----

○議長（中川政司君） 再開します。

先ほど、吉田広域連合議会議員より発言の訂正の申し出がっておりますので、発言を許します。吉田議員。

○宇城広域連合議会議員（吉田美好君） 先ほどの広域連合議会議員の報告の中で、日程第 4、議案第 7 号でございますが、契約の金額を 2 万 1, 276 万円と報告をしたというご指摘がありましたので、訂正をさせていただきます。契約の金額は 2 億 1, 276 万円でございます。以上、訂正してお詫び申し上げます。どうもすみませんでした。

○議長（中川政司君） 以上で発言の訂正を終わります。

-----○-----

日程第 8 議案第 44 号 美里町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中川政司君） 日程第 8、議案第 44 号、美里町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。中嶋税務課長。

○税務課長（中嶋春彦君） 議案第 44 号についてご説明いたします。

美里町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

美里町税特別措置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 29 年 9 月 11 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。農村地域工業等導入促進法及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が改正されたことに伴い、関係規定を改正する必要が生じたため提案するものでございます。

次のページをお開きください。改正条文でございます。

美里町税特別措置条例の一部を改正する条例

美里町税特別措置条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「農村地域工業等導入促進法（昭和 46 年法律第 112 号）第 10 条」を、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）第 25 条」に改める。としたものでございます。

附則でございます。施行期日といたしまして、第 1 項、この条例は公布の日から施行する。経過措置といたしまして、第 2 項、この条例の施行の際、現に課税免除の措置を受けている工場等に係る課税免除については、なお従前の例による。といたしております。

別紙、新旧対照表をお開きください。

美里町税特別措置条例の一部を改正する条例、新旧対照表でございます。左が改正前、右が改正後、下線の部分が改正箇所でございます。

今回の改正は、それぞれ法律の改正が平成29年6月に公布され、同年7月に施行されたことによるものでございます。表の中の改正前、左側でございますが、第2条第1号の部分で、「農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）第10条」を、右側でございますが「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第25条」に改めております。

以上で、議案第44号についての説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第8、議案第44号、美里町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定については、原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第8、議案第44号、美里町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 9 議案第45号 平成28年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 議案第46号 平成28年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程 11 議案第47号 平成28年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 議案第48号 平成28年度美里町介護保険別会計歳入歳出決算の認定

について

日程第 13 議案第 49 号 平成 28 年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会計
歳入歳出決算の認定について

日程第 14 議案第 50 号 平成 28 年度美里町砥用東部地区簡易水道事業特別会計
歳入歳出決算の認定について

日程第 15 議案第 51 号 平成 28 年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算の認
定について

日程第 16 議案第 52 号 平成 28 年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決
算の認定について

○議長（中川政司君） 日程第 9、議案第 45 号、「平成 28 年度美里町一般会計歳入
歳出決算の認定について」から、日程第 16、議案第 52 号、「平成 28 年度美里
町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」までの 8 案件についてを
一括して議題としたいと思います。

皆さんにお諮りします。日程第 9、議案第 45 号から、日程第 16、議案第 52
号までの決算認定 8 案件についてを一括議題とし、本日は内容説明のみ行い、質
疑、討論、採決は最終日に行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

したがいまして、議案第 45 号から議案第 52 号までを一括議題とし、本日は内
容説明のみ行い、質疑、討論、採決は最終日に行うことに決定しました。

それでは、議案第 45 号から議案第 52 号までの決算の認定についてを一括して
議題といたします。

議案第 45 号から議案第 52 号まで、続けて内容説明を求めます。会計管理者、
田上会計課長。

○会計課長（田上和則君） それでは、決算書につきまして内容の説明を行いたいと思
います。一般会計から特別会計、7つの決算書となっております。

各見出しの、次のページを開けていただきますと、議案書となっております。

それでは、一般会計と書いてある見出しの次のページをお開きください。失礼し
ました。一般会計から特別会計、合計 8 会計となっております。

それでは、一般会計と書いてある見出しの次のページをお開きください。

議案第 45 号につきましてご説明を申し上げます。

平成 28 年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により平成 28 年度美里町一般会計歳入歳出
決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年9月11日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。地方自治法第233条第3項の規定により普通地方公共団体の長は、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付さなければならないため提案するものでございます。

なお、今回の説明につきましては、各会計とも実質収支に関する調書において説明をさせていただきます。ご了承をお願いいたします。

2ページ、3ページが総括表でございます。4ページから17ページまでが款、項の区分の決算書となっております。

9ページをお開きください。あつ、19ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。1. 歳入総額90億8,265万9,315円に対しまして、2. 歳出総額85億9,658万7,104円となり、3. 歳入歳出差引額は4億8,607万2,211円となります。4番、翌年度へ繰越すべき財源でございます。まず、(1) 継続費遞次繰越額はございません。(2) 繰越明許費繰越額は3億4,596万8,000円でございます。内訳としましては、農林水産費5,200万4,000円、土木費1億2,659万6,000円、災害復旧費1億6,736万8,000円となっております。(3) 事故繰越繰越額はございません。計3億4,596万8,000円となります。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引きました5番の実質収支額は1億4,010万4,211円となります。このうち6の地方自治法第233条の2の規定による基金への繰越額はございませんので、1億4,010万4,211円が平成29年度への繰越金となります。

以下、22ページから事項別明細書が281ページまでございます。財産に関する調書、こちらが284ページから291ページまで。294ページから附属資料となっております。

これで、議案第45号の説明を終わらせていただきます。

次に、国民健康の見出しの次のページをお開きください。議案第46号につきましてご説明を申し上げます。

平成28年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により平成28年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年9月11日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由につきましては、前議案と同様ですので読み上げを省略させていただきます。

308ページ、309ページが総括表となっております。310ページからが款、項の区分の決算書となっております。

それでは、319ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。1. 歳入総額17億6,705万8,358円に対しまして、2. 歳出総額17億2,185万1,145円となり、3. 歳入歳出差引額4,520万7,213円となります。4. 翌年度へ繰越すべき財源でございますが、各項目すべてございませんので、5番の実質収支額は4,520万7,213円となります。このうち、6番、地方自治法、6のですね、地方自治法第233条の2の規定による基金への繰越額はございませんので、4,520万7,213円が平成29年度への繰越額となります。すみません、失礼しました。このうち6の地方自治法第233条の2の規定による基金への繰入額はございませんので、4,520万7,213円が平成29年度への繰越金となります。

以下、322ページからが事項別明細でございます。357ページが財産に関する調書となっております。360ページからが補足資料となっております。

これで、議案第46号の説明を終わらせていただきます。

次に、土地取得の見出しの次のページをお開きください。議案第47号についてご説明を申し上げます。

平成28年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により平成28年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年9月11日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由につきましては、前議案同様でございます。

368ページ、369ページが総括表となっております。370ページからが款、項の区分の決算書となっております。

375ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。1. 歳入総額11万6,354円に対しまして、2. 歳出総額1万6,215円となり、3. 歳入歳出差引額10万139円となります。4. 翌年度へ繰越すべき財源でございますが、各項目すべてございませんので、5の実質収支額は10万139円となります。このうち6の地方自治法第233条の2の規定による基金への繰入額はございませんので、10万139円が平成29年度への繰越金となります。

以下、378ページからが事項別明細となっております。386ページからが財産に関する調書、390ページからが補足資料となっております。

これで、議案第47号の説明を終わらせていただきます。

次に、介護保険の見出しの次のページをお開きください。議案第48号についてご説明を申し上げます。

平成28年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により平成28年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年9月11日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由につきましては、前議案と同様でございます。

398ページ、399ページが総括表でございます。400ページからが款、項の区分の決算書となっております。

それでは、409ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。1. 歳入総額18億4,012万1,631円に対しまして、2. 歳出総額17億4,549万6,933円となり、3. 歳入歳出差引額9,462万4,698円となります。4番、4のですね、翌年度へ繰越すべき財源でございますが、各項目すべてございませぬので、5の実質収支額は9,462万4,698円となります。このうち6の地方自治法第233条の2の規定による基金への繰入額はございませぬので、9,462万4,698円が平成29年度への繰越金となります。

以下、412ページからが事項別明細書となっております。443ページが財産に関する調書、446ページからが補足資料となっております。

これで、議案第48号の説明を終わらせていただきます。

次に、西部水道の見出しの次のページをお開きください。議案第49号について、ご説明を申し上げます。

平成28年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により平成28年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年9月11日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由につきましては、前議案と同様でございます。

454ページ、455ページが総括表となっております。456ページからが款、項の区分の決算書となっております。

それでは、461ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。まず、1. 歳入総額4億2,761万9,018円に対しまして、2. 歳出総額4億2,304万7,853円となり、3. 歳入歳出差引額457万1,165円となります。4. 翌年度へ繰越すべき財源でございますが、各項目すべてございませぬので、5の実質収支額は457万1,165円となります。このうち6の地方自治法第233条の2の規定による基金への繰入額はございませぬので、457万1,165円が平成29年度への繰越金となります。

以下、464ページからが事項別明細書となっております。480ページが財産

に関する調書、４８３ページからが付属資料となっております。

これで、議案第４９号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、東部水道の見出しの次のページをお開きください。議案第５０号についてご説明を申し上げます。

平成２８年度美里町砵用東部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第２３３条第３項の規定により平成２８年度美里町砵用東部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成２９年９月１１日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由につきましては、前議案と同様でございます。

４９２ページ、４９３ページは総括表となっております。４９４ページからが款、項の区分の決算書となっております。

それでは、４９９ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。まず、１．歳入総額１億２,２１９万６,９２７円に対しまして、２．歳出総額１億２,０３４万６,４６９円となり、３．歳入歳出差引額１８５万４５８円となります。４．翌年度へ繰越すべき財源でございますが、各項目すべてございませんので、５の実質収支額は１８５万４５８円となります。このうち６の地方自治法第２３３条の２の規定による基金への繰入額はございませんので、１８５万４５８円が平成２９年度への繰越金となります。

以下、５０２ページからが事項別明細となっております。５１６ページからが財産に関する調書、５１９ページからが付属資料となっております。

これで、議案第５０号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、生活排水の見出しの次のページをお開きください。議案第５１号についてご説明を申し上げます。

平成２８年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第２３３条第３項の規定により平成２８年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成２９年９月１１日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由につきましては、前議案と同様でございます。

５２８ページ、５２９ページは総括表となっております。５３０ページからが款、項の区分の決算書となっております。

それでは、５３７ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。まず、１．歳入総額１億９,０６５万６,１９７円に対しまして、２．歳出総額１億８,９６０万１,６２３円となり、３．歳入歳出差引額１０５万４,５７４円と

なります。４．翌年度へ繰越すべき財源でございますが、各項目すべてございませんので、５の実質収支額は１０５万４、５７４円となります。このうち６の地方自治法第２３３条の２の規定による基金への繰入額はございませんので、１０５万４、５７４円が平成２９年度への繰越金となります。

以下、５４０ページからが事項別明細となっております。５５５ページが財産に関する調書、５５７ページからが付属資料となっております。

これで、議案第５１号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、後期高齢の見出しの次のページをお開きください。議案第５２号についてご説明を申し上げます。

平成２８年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法第２３３条第３項の規定により平成２８年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成２９年９月１１日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由につきましては、前議案と同様でございます。

５６６ページ、５６７ページが総括表となっております。５６８ページからが款、項の区分の決算書となっております。

それでは、５７３ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。まず、１．歳入総額１億３、８５７万２、２２７円に対しまして、２．歳出総額１億３、５７７万２、５２４円となります。３．歳入歳出差引額２７９万９、７０３円となります。４．翌年度へ繰越すべき財源でございますが、各項目すべてございませんので、５の実質収支額は２７９万９、７０３円となります。このうち６の地方自治法第２３３条の２の規定による基金への繰入額はございませんので、２７９万９、７０３円が平成２９年度への繰越金となります。

以下、５７６ページからが事項別明細となっております。５８９ページが財産に関する調書、５９２ページからが付属資料となっております。

これで、議案第５２号の説明を終わらせていただきます。

以上で、議案第４５号から議案第５２号までの決算の認定に係る説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長（中川政司君） 以上で、議案第４５号から議案第５２号までの内容説明を終わります。

-----○-----

日程第１７ 報告第４号 平成２８年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（中川政司君） 日程第17、報告第4号、平成28年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告を求めます。吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） それでは、報告第4号につきましてご説明申し上げます。

平成28年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、別紙のとおり平成28年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて議会に報告する。

平成29年9月11日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、地方公共団体の長は、監査委員の審査に付した健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて議会に報告しなければならないため提案するものであります。

次のページをお開き願います。

健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

下記の表でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、ともに赤字がありませんので、ハイフンで表示をいたしております。実質公債費比率の6.2%につきましては、早期健全化基準の25%を下回っております。また、将来負担比率の13.3%につきましても、早期健全化基準の350%を下回っておりますので、いずれも健全な範囲にある比率となっております。

次のページをお開き願います。

資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

下記の表でございますが、砥用西部地区簡易水道事業特別会計、砥用東部地区簡易水道事業特別会計、生活排水特別会計のすべての会計について資金不足がないことから比率は算定されず、健全な範囲にあることを表しております。

以上で、報告第4号についての説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、日程第17、報告第4号、平成28年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告を終わります。

-----○-----

○議長（中川政司君） ここでしばらく休憩をいたします。再開を午後1時00分といたします。

-----○-----

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（中川政司君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第18 監査委員の意見書説明

○議長（中川政司君） 日程第18、監査委員の意見書説明を求めます。10番、福田秀憲君。

○監査委員（福田秀憲君） それでは、平成28年度美里町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書の説明をいたします。皆さんにお配りしてある意見書をご覧くださいと思います。

美里監第29号

平成29年8月24日

美里町長 上田泰弘様

美里町監査委員 遠山史朗 同じく、福田秀憲

24日の日に意見書提出をいたしましたので。地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成28年度美里町一般会計及び特別会計歳入歳出決算、証書類、その他政令で定める書類の審査を終了したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

これ相当なページ数がありますので、全部説明しますと時間が足りませんので、要約して必要なところだけご説明をさせていただきたいと思います。

開けていただきまして、1ページ。

平成28年度美里町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書

審査の対象といたしまして、平成28年度美里町一般会計歳入歳出決算、平成28年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成28年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算、平成28年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成28年度美里町砵用西部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、平成28年度美里町砵用東部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、平成28年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算、平成28年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、以上、一般会計1つと、特別会計7つについて審査を行いました。

上記各会計の歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出事項別明細、財産に関する調書及びこれらに関する証書類を検査をいたしました、審査をいたしました。

2番目といたしまして、決算書の調整並びに提出時期。決算整理事務が迅速が行われ、会計管理者から町長に対する決算書の提出及び町長から監査委員に対する決算審査依頼については、法定の期限内に提出されています。

審査の期間といたしまして、11日間審査を行いました。

審査の範囲といたしまして、この審査にあたっては、町長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているか、財産運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか等について主眼を置き、関係諸帳簿及び証書類との照合を行い、必要に応じて関係各課から資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取し、また例月現金出納検査等の結果を参考として、計数の正確性等について審査を実施いたしました。

審査の結果といたしまして、審査に付された平成28年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算額は表1のとおりで、審査に当たっては監査基準並びに重点審査事項について審査したが、違法な点は見受けられず、かつ関係諸帳簿及び証書類と合致しており、その計数は正確であることを確認をしました。また、予算の執行状況についても適正であると認めました。

表1は、特別会計、一般会計、以上のとおりであります。

あとは、皆さんご覧に、先に配付しておきましたのでご覧になっていると思います。

ずっと飛んでいただきまして、一般会計、特別会計の会計の処理について、ずっと説明、審査の結果について記入しております。

総括的意見といたしましてです。18ページをご覧いただければと思います。総括的意見といたしまして、平成28年度美里町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書並びに基金運用状況審査の結果については、証書類・諸帳簿等も整理され、会計経理も適正であり計数に誤りもなく、正確であることを認めた。

一般会計については、森林体験公園（フォレストアドベンチャー）に加えて、ダム湖を渡るジップスライド施設も完成し、今後は既存の施設（日本一の石段、道の駅美里「佐俣の湯」、家族旅行村、よんなっせ等）と連携して利用者の増加に努められたい。

本年度は、地震や豪雨に見舞われ、公共土木施設、農地、林道施設などの災害復旧に取り組み、迅速な対応がなされたことは評価できる。

今後も地方交付税が減少する中で、耐用年数を迎える公共施設が増加する。公共施設等マネジメント計画を的確に推進するためにも、復旧・復興計画との整合性を確保するとともに、住民の意向を十分に把握して進めていただきたい。

特別会計の各医療費に関しては、人口減少や高齢化の進行の影響か、国民健康保険と介護保険では、被保険者数や給付件数に増減の差はあるものの、一人当たりの給付費（医療費）は依然高額、30万円を超えるような状態となっております。

開けていただきまして、19ページをお願いいたします。平成20年4月から始まった後期高齢者医療制度においても、被保険者数は毎年減少傾向にあるが、給付費は年々増加傾向にあり、28年度は一人当たりの給付費が100万円を超えています。医療費の増加に伴う町負担が今後さらに増加することは確実であり、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療の連携を密にしながら、医療費抑制のために予防・治療・機能訓練等の総合的施策を講じ、町民の健康保持に一層邁進されることが望まれる。

砥用西部地区簡易水道事業では、平成27年度から新たに幕・坂貫地区に給水が開始され、さらに28年度は佐俣地区へも給水が開始された。一方、砥用東部地区簡易水道事業では、加入戸数及び給水人口においては年々減少傾向にある。

このような中で昨年度から使用料を値上げされ、収支の改善が図られたことは評価できる。また、本年度は砥用西部・東部地区簡易水道施設の監視システムが構築され、平成30年度から砥用庁舎において管理運営ができるようになり、業務の効率化が期待される。

平成19年度から進められている「第1次 美里町行財政改革」だが、平成23年度末に新たに「第2次 美里町行財政改革大綱」が、平成28年度までを期間として策定された。5年目となる平成28年度の効果額は6,953万8,000円で、これまでの10年間の効果額累計額は11億34万4,000円となった。毎年行革の効果が出ていることは高く評価できる。

前年度末には、指定期間満了に伴う新たな指定管理者の選定が行われ、本年度から美里町総合体育館が町直営の管理となった。今後は、利用者の利便性等の住民サービスの確保、管理運営の経費面など、安全・安心となる施設管理の確保と併せて運営状況について随時検証が必要と思われる。

健全な財政運営を図るためには、今後も全職員一丸となって行財政改革に取り組み、住民目線による施策の展開を望むものである。

また、懸案であった旧東南産業跡地の利用については、進出企業も開業の準備が進められており、今後町内産業の振興と雇用拡大への期待が大いに高まる。町内人口の維持の面からも、職住接近の企業誘致等を積極的に進められたい。

最後に、全国の自治体が抱えている福祉問題や環境問題等については、当町もその例に漏れずこの点と直面している。今後も少子・高齢化対策や生活環境の維持・改善、高度情報化への対応等、行政需要は多様化、増大することは必至であり、限

られた財源の重点的な配分、経費支出の効率化を図り、税や分担金等各種財源の確保に一層努める必要があるものと考え。こうしたことを踏まえ、今後においても健全財政の堅持に努め、長期的視野に立ち、町民福祉の増進と町勢の発展に努力されるよう要望する。ということで、審査を完了しております。

いろいろ歳入歳出あたりの説明をしておりますけども、今まで数字が万とか億とかいうやつを入れておりましたけれども、今回はもう皆さんもこういう数字が並んだのをいつもご覧になっておりますので、このあたりを改善をさせていただいて、数字の記入については変えております。

開けていただきまして、続きましてですね、

美里監第30号

平成29年8月24日

美里町長 上田泰弘様

美里町監査委員 遠山史朗 福田秀憲

平成28年度美里町財政健全化判断比率・資金不足比率に関する審査意見書の提出について

これは先ほどですね、総務課長から説明がありましたけれども、監査も実施いたしましたのでそれについて説明をしていきます。

平成28年度美里町財政健全化判断比率・資金不足比率に関する審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成29年7月28日付けで審査に付された平成28年度美里町財政健全化判断比率・資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査を行ったので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

開けていただきまして、審査の概要といたしまして、この財政健全化審査は町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施をいたしました。

総合意見といたしまして、審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

個別の意見といたしまして、実質赤字比率について、平成28年度も赤字額がないことから比率も算定されなかったということであり。早期健全化基準の15%未満であり、健全な範囲にあると認められる。連結実質赤字比率について、平成28年度も実質赤字比率と同様、比率が算定されなかった。早期健全化基準の20%未満であり、健全な範囲にあると認められる。実質公債費比率。平成28年度

の実質公債費比率は6.2%となっており、早期健全化基準の25%を下回っているため、健全な範囲にあると認められる。将来負担比率について、平成28年度の将来一般比率は13.3%となっており、早期健全化基準の350%を下回っているため、健全な範囲であると認められる。

是正改善を要する事項。特別に指摘すべき事項はないということで、意見書をつけております。

あとは算定の資料が付いておりますので、25ページをお開けいただきたいと思っております。

平成28年度経営健全化審査意見書

審査の概要といたしまして、この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施をいたしました。

総合意見といたしまして、審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認める。資金不足はありませんので、書類自体は適正に作成されております。

是正改善に要する事項として、特に指摘すべき事項はありませんでした。

以上、一般会計及び特別会計歳入歳出決算及び財政健全化に関する審査意見書について説明をいたしました。説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、監査委員の意見書説明を終わります。

-----○-----

- 日程第19 議案第53号 平成29年度美里町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第54号 平成29年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第55号 平成29年度美里町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第56号 平成29年度美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第57号 平成29年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第58号 平成29年度美里町砥用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第59号 平成29年度美里町生活排水特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第60号 平成29年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（中川政司君） 日程第19、議案第53号、「平成29年度美里町一般会計補正予算（第3号）」から、日程第26、議案第60号、「平成29年度美里町後期

高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」までの補正予算8案件についてを一括して議題としたいと思います。

皆さんにお諮りします。日程第19、議案第53号から、日程第26、議案第60号までの8案件についてを一括して議題とし、本日は内容説明のみ行い、質疑、討論、採決は最終日に行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号から議案第60号までを一括して議題とし、本日は内容説明のみ行い、質疑、討論、採決は最終日に行うことに決定しました。

それでは、議案第53号から議案第60号までを一括して議題とします。

まず、議案第53号、平成29年度美里町一般会計補正予算（第3号）の内容説明を求めます。吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） 議案第53号につきましてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書の1ページをお開き願います。

議案第53号、平成29年度美里町一般会計補正予算（第3号）

平成29年度美里町の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億5,842万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億6,062万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年9月11日提出 美里町長 上田泰弘

5ページをお開き願います。第2表、地方債補正でございます。最初に、地方債の追加でございます。旧合併特例事業（公衆無線LAN環境整備事業）につきまして、限度額690万円。旧合併特例事業（観光振興事業）につきまして、限度額430万円。現年発生公共土木施設等補助災害復旧事業につきまして、限度額1,430万円。合計2,550万円を追加いたしております。

次に、6ページでございます。地方債の変更でございます。臨時財政対策債につきましては、限度額1億7,750万2,000円から1億7,320万3,000円に。過疎対策事業（防犯灯設置事業）につきましては、限度額380万円から230万円に。過疎対策事業（福祉事業）につきましては、8,120万円から8,47

0万円に。辺地対策事業（林業施設整備事業）につきましては、3,250万円から2,450万円に。過疎対策事業（農業施設整備事業）につきましては、570万円から440万円に。過疎対策事業（林業施設整備事業）につきましては、350万円から340万円に。過疎対策事業（観光振興事業）につきましては、3,170万円から490万円に。辺地対策事業（公共土木施設整備事業）につきましては、850万円から1,750万円に。過疎対策事業（公共土木施設整備事業）につきましては、2億1,670万円から1億9,280万円に。過疎対策事業（学校教育事業）につきましては、3,810万円から3,800万円に。過疎対策事業（社会教育事業）につきましては、910万円から900万円に。過年発生公共土木施設等補助災害復旧事業（震災分）につきましては、6,390万円から5,730万円に。過年発生公共土木施設等補助災害復旧事業（豪雨分）につきましては、1億7,680万円から4,050万円に。公共土木施設等単独災害復旧事業（豪雨分）につきましては、3,000万円から3,670万円に。災害対策事業（震災分）につきましては、3億3,350万円から4億3,830万円に。現年発生農地農林施設等補助災害復旧事業（林業施設復旧事業）につきましては、1,440万円から2,280万円にそれぞれ変更いたしております。

9ページをお開き願います。2の歳入でございます。最初に、款の13国庫支出金でございます。一番上の枠になります。目の3、災害復旧国庫負担金の公共土木施設災害復旧費負担金につきましては、工事費の増額並びに補助率の見直し等に伴い3億3,108万8,000円を増額いたしております。次に、公共土木施設災害復旧費負担金（H29災害分）につきましては、事業費の66.7%の額2,501万2,000円を計上いたしております。

次の枠でございます。目の1、総務費国庫補助金の無線システム普及支援事業補助金につきましては、公衆無線LAN環境整備工事費に対する財源といたしまして965万3,000円を計上いたしております。次に、目の3、衛生費国庫補助金の災害等廃棄物処理事業補助金につきましては、震災家屋解体撤去委託料等の増額に伴い1億481万2,000円を増額いたしております。次に、目の4、土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金につきましては、交付額の決定に伴い8,431万3,000円を増額をいたしております。

次に、款の14、県支出金でございます。一番下の枠になります。目の1、民生費県負担金の災害救助費負担金（震災分）につきましては、中央地区の仮設住宅用防火水槽整備工事に対する財源として700万円を計上いたしております。

次に10ページでございます。目の1、総務費補助金の平成28年熊本地震復興基金交付金につきましては、熊本地震の被災者の転居費用及び民間賃貸住宅入居支

援に係る補助金の財源といたしまして1,200万円を計上いたしております。次に、目の民生費補助金の節の1、社会福祉補助金の災害弔慰金補助金につきましては、熊本地震に伴う災害弔慰金の財源といたしまして375万円を計上いたしております。次に、目の4、農林水産業費県補助金の節の1、農業費補助金のくまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金につきましては、受託組合への補助金の財源として846万円を計上いたしております。次に、節の2、林業費補助金の林道早楠線開設事業補助金につきましては、補助額の決定に伴い1,020万円を減額をいたしております。次に、林道等施設災害復旧事業補助金につきましては、現年分の林道施設災害復旧工事費の財源といたしまして1,100万円を計上いたしております。次に、目の5、土木費県補助金の土砂災害危険住宅移転促進事業補助金につきましては、被災住宅再建支援事業補助金の財源といたしまして600万円を計上いたしております。

11ページをお開き願います。上から4つ目の枠になります。款の17、繰入金でございます。目の1、基金繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため計上しておりました繰入金を2,900万円減額するものでございます。

次に、一番下の枠になります。款の18、繰越金の前年度繰越金につきましては、前年度決算剰余金の確定に伴い1億2,010万4,000円を増額いたしております。

次に、12ページでございます。上の枠になります。款の19、諸収入でございます。目の3、雑入の宇城広域連合負担金前年度決算剰余金返還金につきましては、決算に伴う構成市町への負担金の返還といたしまして4,417万4,000円を計上いたしております。また、その下になります。熊本縣市町村振興協会市町村交付金といたしまして、サマージャンボ、ドリームジャンボ合わせまして4,520万2,000円を計上いたしております。

次に、下の枠になります。款の20、町債でございます。町債につきましては、起債対象事業の補助金の増減等によりまして、総額5,109万9,000円を減額をいたしております。

14ページをお開き願います。3の歳出でございます。下の枠になります。款の2、総務費でございます。下から2つ目、目の7、情報推進費の節の15、工事請負費の美里町公衆無線LAN環境整備工事につきましては、観光施設及び避難所におけるWi-Fi環境整備費といたしまして1,500万円を計上いたしております。

15ページをお開き願います。一番上の枠になります。目の11、財政調整基金費の財政調整基金積立金につきましては、前年度の決算剰余金の確定に伴いまして

7,100万円を計上いたしております。

次に、上から3つ目の枠になります。目の1、戸籍住民基本台帳費のマイナンバーカード等記載事項充実システム改修委託料につきましては、女性活躍推進法に対応したシステム改修費といたしまして573万円を計上いたしております。

次に、16ページでございます。上から2つ目の枠になります。款の3、民生費でございます。目の2、児童措置費の節の23、償還金、利子及び割引料の保育料還付金につきましては、算定誤り分を含む保育料の還付金といたしまして71万3,000円を計上いたしております。

次に、一番下の枠になります。目の1、災害救助費の節の19、負担金、補助及び交付金の転居費助成金（震災分）並びに民間賃貸住宅入居支援助成金（震災分）につきましては、熊本地震に係る被災者への支援といたしまして1,200万円を計上いたしております。その下になります。節の20、扶助費の災害弔慰金につきましては、熊本地震に係る災害弔慰金といたしまして、2件分500万円を計上いたしております。

17ページをお開き願います。2つ目の枠になります。款の4、衛生費でございます。目の2、塵芥処理費の節の13、委託料の震災家屋解体撤去委託料（震災分）につきましては、解体家屋の増加に伴い1億8,596万1,000円を増額いたしております。また、その次になります。震災解体家屋仮置場管理委託料（震災分）につきましては、仮置場の閉鎖に係る整備費といたしまして2,124万6,000円を計上いたしております。

次に、18ページでございます。款の5、農林水産業費でございます。上の枠になります。目の4、農業振興費のくまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金につきましては、規模拡大に伴う受託組合への補助金といたしまして1,036万8,000円を計上いたしております。

一番下の枠でございます。目の5、林道開設費の節の15、工事請負費の林道早楠線開設工事につきましては、補助金の交付決定に伴い2,000万円を減額いたしております。

19ページをお開き願います。款の6、商工費でございます。一番上の枠になります。目の2、観光振興費の節の13、委託料の石段給水工事設計管理委託料及び節の15、工事請負費の石段給水工事につきましては、事業内容の見直しに伴い、合わせて2,789万9,000円を減額いたしております。また、節の13の委託料に御坂遊歩道周辺施設整備設計業務委託料として454万円を計上いたしております。

2番目の枠になります。款の7、土木費でございます。目の1、土木総務費の被

災住宅再建支援事業につきましては、土砂災害特別警戒区域内で熊本地震により被災した住宅の移転に係る補助金といたしまして、2件分600万円を計上いたしております。

次の枠でございます。目の2、道路維持費の節の15、工事請負費の町道維持工事につきましては、町道3路線の維持工事費としまして1,050万円を計上いたしております。また、その下になります。社会資本整備総合交付金事業につきましては、町道3路線の分といたしまして2,200万円を計上いたしております。次に目の3、道路新設改良費の節の15、工事請負費の社会資本整備総合交付金事業につきましては、町道8路線分といたしまして9,250万円を計上いたしております。

次に、20ページでございます。一番下の枠になります。款の8、消防費でございます。目の1、非常備消防費の節の15、工事請負費の防火水槽整備工事（震災分）につきましては、中央地区の仮設住宅用防火水槽整備工事費といたしまして700万円を計上いたしております。

22ページをお開き願います。一番下の枠になります。款の10、災害復旧費でございます。目の1、農用地等災害復旧費の節の15、工事請負費の町単独農用地等災害復旧工事（豪雨分）につきましては、用水路2件分の災害復旧工事といたしまして1,100万円を増額いたしております。次に目の2、林業施設災害復旧費の節の15、工事請負費の林道施設等災害復旧工事費につきましては、8月の大雨により被災した林道3路線の災害復旧工事費といたしまして2,000万円を計上いたしております。

23ページをお開き願います。一番上の枠でございます。目の2、国庫負担災害復旧費の節の15、工事請負費の災害復旧工事（H28豪雨分）につきましては、実施設計時の物価上昇等に伴いまして1億2,570万8,000円を増額いたしております。次にその下でございます。災害復旧工事費につきましては、7月の大雨により被災した町道3路線及び河川1件の災害復旧工事費といたしまして3,750万円を計上いたしております。

以上で、議案第53号についての説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、議案第53号の内容説明を終わります。

次に、議案第54号、平成29年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。向山住民課長。

○住民課長（向山照美君） 議案第54号についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

議案第54号、平成29年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成29年度美里町の国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,266万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億1,867万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月11日提出 美里町長 上田泰弘

4ページをお開きください。2の歳入でございます。目の一般被保険者国民健康保険税でございますが、今年度、平成28年熊本地震による減免もありましたので、6月の本算定後の7月の調定額によりまして、医療給付費分の税額、後期高齢者支援分の税額、介護納付分の税額、合わせまして1,267万7,000円を減額補正しております。

次の枠でございます。款9の繰入金でございますが、一般会計繰入金を事務費繰入金を歳出で計上しておりますが、13万1,000円ほど繰入金を増額しております。

最後の繰越金でございますが、平成28年度の決算剰余金の確定によりまして3,520万7,000円を増額しております。

次の5ページをご覧ください。3の歳出でございますが、目の一般管理費としまして、総合行政システム改修委託料としまして7万8,000円を計上しております。次の連合会負担金でございますが、これは第三者行為によって生じた場合、世帯主からの届出の推進を強化するための事業を、国保連合会のほうで共同実施することになりましたので、その負担金としまして5万3,000円ほど計上しております。

続きまして償還金でございます。この償還金は、平成28年度の療養給付費等国庫負担金並びに平成28年度の特健健診保健指導国庫並びに県負担金の確定によりまして、超過交付になった996万9,000円を返還金として計上しております。

最後、予備費につきましては、歳入歳出の補正に伴いまして1,203万1,000円を増額しているところでございます。

以上で、議案第54号の説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、議案第54号の内容説明を終わります。

次に、議案第55号、平成29年度美里町土地取得特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） 議案第55号につきましてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書の1ページをお開き願います。

議案第55号、平成29年度美里町土地取得特別会計補正予算（第1号）

平成29年度美里町の土地取得特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月11日提出 美里町長 上田泰弘

4ページをお開きください。最初に2の歳入でございます。歳入につきましては、前年度繰越金のみとなっております。前年度繰越金につきましては、前年度の決算剰余金の確定に伴いまして9万9,000円を増額をいたしております。

次に、下の表でございます。3の歳出でございます。歳出につきましては、予備費を9万9,000円増額いたしております。

以上で、議案第55号についての説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、議案第55号の内容説明を終わります。

次に、議案第56号、平成29年度美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） 議案第56号につきましてご説明申し上げます。

別冊補正予算書1ページをお開きください。

議案第56号、平成29年度美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成29年度美里町の介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,154万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億9,073万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月11日提出 美里町長 上田泰弘

今回の補正の主な理由といたしまして、平成28年度の繰越額の確定、また決算に伴う補正でございます。

6ページをお願いいたします。2の歳入につきましてご説明申し上げます。目

1、介護給付費交付金でございます。過年度分624万1,000円を計上しております。これは、平成28年度の実績に伴うものでございます。

下の枠、お願いいたします。目5、その他一般会計繰入金でございます。説明の欄の事務費繰入金7万8,000円を計上しております。これは番号制度に係るシステム改修業務に伴うものでございます。

下の枠をお願いいたします。目1、繰越金でございます。前年度繰越金8,522万4,000円を計上しております。これは、28年度の決算に伴うものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。3の歳出につきましてご説明申し上げます。目1、一般管理費でございます。説明の欄の時間外勤務手当7万6,000円を追加補正しております。これは総合事業に伴う夜間の会議に出席による時間外勤務手当でございます。同じく目1、一般管理費、委託料として7万8,000円を追加補正しております。これは年金情報連携に伴うデータ標準レイアウト対応の委託料でございます。

下の枠、お願いいたします。目1、賦課徴収費でございます。説明の欄、印刷製本費を6万4,000円を追加補正しております。これは介護保険納付書2,000枚の印刷製本費でございます。

下の欄をお願いいたします。目1、介護認定調査費でございます。説明の欄の費用弁償3,000円を追加補正をしております。これは新規介護保険認定調査員研修時の費用弁償でございます。

下の枠をお願いいたします。目1、介護サービス等給付費でございます。説明欄の居宅介護福祉用具購入費30万円、居宅介護住宅改修費60万円を追加補正しております。これは福祉用具購入及び住宅改修の申請件数の増加によるものでございます。

下の枠をお願いいたします。目1、介護給付費基金積立金でございます。説明の欄の介護給付費基金積立金1,103万4,000円を追加補正しております。これは平成28年度の決算によるものでございます。

8ページをお願いいたします。目2、償還金でございます。説明の欄の国・県及び支払基金への返還金5,954万8,000円を計上しております。これは28年度の実績に伴う返還金でございます。

一番下の欄、お願いいたします。目1、他会計繰出金でございます。説明の欄の一般会計繰出金1,984万円を計上しております。これにつきましても平成28年度決算によるものでございます。

以上、議案第56号につきまして説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、議案第56号の内容説明を終わります。

次に、議案第57号、平成29年度美里町砵用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。北島水道衛生課長。

○水道衛生課長（北島浩徳君） 議案第57号についてご説明申し上げます。

別冊補正予算書1ページをお開き願います。

議案第57号、平成29年度美里町砵用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度美里町の砵用西部地区簡易水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ717万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,025万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月11日提出 美里町長 上田泰弘

続きまして、4ページをお開き願います。まず、歳入についてご説明いたします。繰入金、一般会計繰入金におきまして280万円の増加としております。これにつきましては、修繕料及び工事請負費の歳出予算の財源として計上しております。

また、繰越金、前年度繰越金につきましては、事業決算により繰越金の確定で437万1,000円を増額しております。

続きまして、5ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。一般管理費の需用費の修繕料につきましては、漏水対応、流量計・変換器取り替え等に伴いまして110万円、工事請負費では町道土喰・大窪線配水管布設替工事の変更に伴いまして170万円の増額を計上しております。繰出金、一般会計繰出金につきましては、事業決算により437万1,000円を計上しております。

また、公債費、償還金の元金では財源の組み替えとなります。

以上、議案第57号の説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、議案第57号の内容説明を終わります。

次に、議案第58号、平成29年度美里町砵用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。北島水道衛生課長。

○水道衛生課長（北島浩徳君） 議案第58号についてご説明申し上げます。

別冊補正予算書1ページをお開き願います。

議案第58号、平成29年度美里町砵用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算

(第1号)

平成29年度美里町の砥用東部地区簡易水道事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ165万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億347万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月11日提出 美里町長 上田泰弘

続きまして、4ページをお開き願います。まず、歳入についてご説明いたします。繰越金、前年度繰越金につきましては、事業決算により繰越金の確定で165万円を増額しております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。繰出金、一般会計繰出金につきましても、事業決算により165万円を増額しております。

以上で、議案第58号の説明を終わります。

○議長(中川政司君) 以上で、議案第58号の内容説明を終わります。

次に、議案第59号、平成29年度美里町生活排水特別会計補正予算(第1号)の内容説明を求めます。北島水道衛生課長。

○水道衛生課長(北島浩徳君) 議案第59号についてご説明申し上げます。

別冊補正予算1ページをお開き願います。

議案第59号、平成29年度美里町生活排水特別会計補正予算(第1号)

平成29年度美里町の生活排水特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,419万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,754万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年9月11日提出 美里町長 上田泰弘

3ページをお開き願います。第2表、地方債の補正でございます。浄化槽市町村整備推進事業における起債限度額の変更になります。事業費が増額となったため280万円を増額し、限度額を1,890万円に変更いたしております。なお、起債の方法、利率、償還方法は、変更前と同じであります。

次に、5ページをお開きください。歳入についてご説明いたします。浄化槽市町

村整備事業受託者負担金では、浄化槽10基の増額分としまして100万円、国庫補助金では587万8,000円の増額を計上しております。

浄化槽市町村整備推進事業県交付金では、前年度の事業費の確定に伴いまして4,000円の減額となっております。

繰入金、一般会計繰入金につきましては、事業費増による歳出財源としまして396万3,000円の増額としております。

また、繰越金につきましては、事業決算により55万4,000円の増額としております。

浄化槽整備事業債につきましては、事業費増加に伴い、過疎対策事業債、下水道事業債合わせて280万円を増額しております。

続きまして、6ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。総務費、一般管理費におきましては、社会保険料事業主負担金42万9,000円、浄化槽の修繕料として150万円、一般会計の繰出金55万4,000円の所要額合計248万3,000円の増額としております。

事業費では、浄化槽設置工事増加に伴う委託料、工事請負費の所要額合計1,170万8,000円の増額を計上しております。

また、公債費の利子につきましては、財源の組み替えとなっております。

以上、議案第59号の説明を終わらせていただきます。

○議長（中川政司君） 以上で、議案第59号の内容説明を終わります。

次に、議案第60号、平成29年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。向山住民課長。

○住民課長（向山照美君） 議案第60号についてご説明申し上げます。

別冊補正予算書の1ページをお開きください。

議案第60号、平成29年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成29年度美里町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ129万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,021万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月11日提出 美里町長 上田泰弘

4ページをお開きください。今回の補正は、平成28年度の決算による補正となっております。2の歳入でございますが、平成28年度の決算剰余金の確定により

まして129万9,000円、繰越金を増額しております。

3の歳出でございますが、予備費としまして、同額の129万9,000円を増額しております。

以上、議案第60号の説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、議案第60号の内容説明を終わります。

-----○-----

○議長（中川政司君） 以上で、本日の日程は終了しました。

皆さんにお諮りします。本日はこれで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本日はこれで散会することに決定しました。

明日12日火曜日は、午前10時より会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会いたします。

-----○-----

散会 午後2時08分

第 2 号

9 月 1 2 日 (火)

平成29年3回美里町議会定例会会議録（第2号）

平成29年 9月12日(火)

午前10時00分 開会

1. 議事日程

日程第1 一般質問

順番(1) 3番 坂田竜義議員

2. 出席議員(12名)

1番 光井博幸君	2番 今田政行君
3番 坂田竜義君	4番 濱田憲治君
5番 上田孝君	6番 松永正憲君
7番 吉田美好君	8番 渡邊義文君
9番 上村則幸君	10番 福田秀憲君
11番 吉田起登君	12番 中川政司君

3. 欠席議員(なし)

4. 説明のため出席した者

町長 上田泰弘君	副町長 上田隆信君
教育長 吉永公力君	総務課長 吉住慎二君
企画情報課長 大西茂君	税務課長 中嶋春彦君
住民課長 向山照美君	福祉課長 中村武志君
健康窓口課長 山田輝臣君	経済課長 宮寄幸仁君
林務観光課長 下田幸輔君	建設課長 長井寿浩君
水道衛生課長 北島浩徳君	会計課長 田上和則君
教育課長 倉田辰実君	

5. 事務局職員出席者

事務局長 福島繁君 書記 津田里美子君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（中川政司君） それでは、皆さん、おはようございます。本日の会議を開きます。

一般質問の広報掲載のために、広報担当者の那須主事の議場内での写真撮影を許可いたします。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（中川政司君） 日程第1、一般質問を行います。

通告がっておりますので、発言を許します。なお、発言時間は申し合わせ事項により、答弁を含め1時間以内となっておりますので申し添えます。

3番、坂田竜義君の一般質問を行います。坂田竜義君。

○3番（坂田竜義君） 3番、坂田竜義でございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 通告にしたがいまして、今日は4点ほどですね、執行部の考え方についてお尋ねをいたします。

まず1点目は、中山間地所得向上のための県独自モデル地区支援事業について。2点目が、九州北部豪雨を教訓とする今後の課題について。3点目は、光ネットワークの共用開始に伴う課題について。4点目が、国・県・町道の整備及び管理についてということで、4点ほど一応お尋ねしたいと思います。

まず、中山間地所得向上のための県独自地区支援事業について、ということですが、一応8月の17日のですね、日本農業新聞で見まして初めて知ったところではありますが、非常に、記事を見てですね、今後の町の農業にとってですね、非常に参考になるというかですね、これをまあうまく成功事例にもって行ってですね、ぜひ、今後の町の農政をですね、こういう方向でもって行っていただけるなら非常にいいなというふうに感じましたものですから、この点についていくつかお尋ねをいたします。

まず、新聞で少し概要は出ておりますけど、詳しい内容は分かりませんので、まず事業の概要についてどうなっているかですね、お尋ねをいたします。

○議長（中川政司君） 宮寄経済課長。

○経済課長（宮寄幸仁君） それでは、事業の概要について説明申し上げます。

事業の名称は、熊本県中山間農業モデル地区支援事業となっております。目的でございますが、皆様ご存じのように、中山間地域の農業は農業生産や流通など、地理的に条件不利地域が多く、競争力の強化が難しい状況にあります。地域の様々な

課題を解決するためには、地域自らが話し合い、地域の将来像を描き、それに向かって取り組みを進めていくことが重要となっています。そのために、それらの取り組みを総合的に支援し、中山間地域における持続可能な農業を目指していくことがこの事業の目的となっております。支援の内容といたしましては、モデル地区自らが作成する地区の農業に関する将来のビジョン策定や、その実現のための取り組みを支援するための交付金を交付するものです。また、地域振興局単位に支援プロジェクトチームを設置し、ビジョンづくりやその実現に向けた技術支援等を行うこととなっています。支援期間は、最長3年間です。ちなみに、平成29年度は11地区設置予定で、29年度着手が5地区、平成30年度着手が6地区を予定しております。対象地区といたしましては、中山間地域等直接支払制度に取り組んでいるとともに、地域の過半が傾斜区分3度以上の急傾斜地であること。もしくは、地域の一部が急傾斜地で、特に農業生産条件が不利であることとなっております。具体的な交付対象事業としまして、3つの事業がございます。まず1つ目が、モデル地区農業ビジョンの策定となっております。先ほども申し上げましたが、地区の農業に関する将来のビジョン策定し、その中に実施事業と成果目標、所得の向上目標を設定することとなります。目標年度は策定から5年目ということで、平成34年度を目標年度といたします。また、この事業の中で、高単価作物の導入展示栽培等に係る部分も経費として見ることができます。交付上限額として、単独集落が30万、複数集落が50万円の上限を設けております。対象事業の2番目といたしまして、基盤整備があります。これは10アール当たり、あるいはメートル当たり、平米当たりの定額補助で、少額な基盤整備ということになります。まず、区画の拡大、石積みの補修、暗渠排水、湧水処理、客土、耕作道路の整備、除れき、用水路の更新、排水路の更新、土壌改良、この10項目において整備がすることができます。ただ、田畑の傾斜区分ごとに交付上限額が定めてあります。それと、交付対象事業の3つ目でございますが、施設の整備があります。栽培施設、簡易ハウス等の導入。高単価作物を導入するにあたり、栽培展示等にハウスが必要な場合の助成を行うことができます。これは10アール当たり150万円を上限としています。それと、施設機械の整備ということで、他の補助事業の要件を満たさない施設や機械が必要な場合の助成で、200万円以内の交付を受けることができます。また、関連事業の助成ということで、中山間地域振興関連事業のうち、助成対象事業の地元、あるいは事業実施主体の負担、補助残がある場合の助成ということで、上限を10%として助成を受けることができます。

以上が主な事業概要となっております。今年度は地区の話し合いとビジョン策定が主な取り組みになってくるものと思っております。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 内容的には今分かりましたが、地区は涌井・豊富地区ですよ、地区は。えっと、それで、その前、実は6月ですか、県中山間地アンケートというのがされておりまして、6月6日に集約結果が公表されております。それを見て見ますと、この対象者は経営耕地面積の4割、農家数の約半分を占める中山間地ということで、28市町村の1,030の集落を対象にアンケートをしたということで結果が載っております。要するに、鳥獣被害で耕作をやめる人がいる、放棄した田畑が増えるとさらにイノシシが増える。こういうことですね、集落の維持に必要なことや行政への要望で一番目立ったものというのは、鳥獣被害対策を訴える声が87.8%ということでございます。それから、集落が抱える課題として、高齢化・担い手・後継者不足、これを訴える人たちが53.3%ということで、これはもう県下全域ですね、そういう同じような状況だろうというふうに思っております。2015年度の、ちなみに被害額ちゅうのが5億6,600万ということで、そのうちのイノシシが、イノシシの被害が63%、カラスが12%、シカが9%ということで、それぞれ、カラスも比較的被害額が多いなと思ったところであります。一方では、この狩猟者数がですね、激減しているということで、2014年には3,955名ということで、二十何年前と比べると2割ぐらいですね、狩猟者が減ったと。要するに、獲物は増えてですね、獲る人が減つとるもんだから、どんどん増えるわけですね。そういうことで、捕獲の頭数もイノシシが3万5,119頭ということですけども、2005年からすると3倍近く捕獲はしておりますけれど、とにかく獲る人が、狩猟者が少ないと、こういう問題を抱えているというふうに思っております。

そういうことで、大体制度の概要について、今説明がございましたけれども、この涌井・豊富地区におきまして、3年間ですか、一応補助事業を得て事業をやられるということで、非常に期待もしておりますし、この涌井・豊富地区の取り組みの3年間の期間の取り組みの成果をですね、どう町全体の農業に普遍化していくのかお尋ねをいたします。

○議長（中川政司君） 宮寄経済課長。

○経済課長（宮寄幸仁君） それでは、説明申し上げます。

モデル地区農業ビジョンの中に、先ほど言いました所得目標、成果目標を設定することとしております。目標年度は策定から5年目、先ほども申しましたが平成34年度となっております。事業は平成31年度までですが、目標年度の目標達成に向けて取り組むこととなります。現在、地区選定をするための計画の素案はござい

ますが、これから地区内で話し合いを進め、どういう取り組みをするのか、目標設定をどうするのかなど、具体的な計画を折り込んでビジョンを作成し、事業を実施していくこととなります。3年間の事業実施ですぐに成果が出るとは言いませんけれども、成果を確認するために地区や町、支援プロジェクトチーム等で達成状況を確認、検証し、話し合いを行い、必要に応じ目標及び取り組み方法等を修正しながら、目標達成に向けて取り組むこととなります。まずは地区内の話し合いを十分に行って、合意形成を図っていくことが大事なことだと考えております。さらに、目標年度以降も議員のおっしゃる普遍化、いわゆる持続可能な農業定着のために取り組みを継続していただき、また、他の地区でも取り組めるものがあれば、広がっていくように働きかけていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 先ほど事業の概要について説明もありました。議員がおっしゃいますように、この熊本県中山間農業モデル地区支援事業、非常にいい事業になっているというふうに考えます。そういった意味では、今担当課長から説明がありましたけれども、補助金あるいは助成金が出ている期間だけのですね、取り組みにならないように、一過性の活動にならないようにしなければならぬというふうに考えています。そういった意味では、持続可能な農業を定着していくためには、もちろん町もしっかりと相談を受けながら、あるいは地区の中で合意形成が図られていくようにもって行って、そしてほかの地区のモデルとなるような、そういう取り組みにしていかなければいけないと考えているところでございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） はい、ぜひそういう取り組みをですね、お願いしたいと思います。

3点目ですけれど、一応集落営農など今後の課題について、どうつなげていくかということでお尋ねしますが、今、町では下永富のほうが集落営農ですかね、あと受委託組合が二つか三つかあるというふうに聞いておりますけれど。私が住んでいる所も一応、機械利用組合というのをつくりましてですね、町の補助を得て、田植え機と今動噴を買いまして共同作業をやっておりますが、そういうことで、一挙に集落営農組織の法人化とかいってもですね、なかなかやっぱり簡単にはいかないわけですね。ですから、やっぱりその機械利用組合とか受委託組合とか、一応慣らし運転というか、一応それをずっと積み重ねて、将来的にはその集落営農組織法人化というようなことが非常に理想的じゃないかなというふうに思っております。今ですね、なかなか先ほど言いましたように、要するに高齢化して後継者がいないと、こういう所が大半でございまして、そういう意味では集落営農組織が一つの担

い手というような位置づけを、もうせんと仕方がないというかですね、そういう状況だろうと思います。ですから、いろいろ私も県の研修にも1年間、集落営農の研修も行きましたけれど、なかなかですね、座学で聞くのと、やっぱり実際やるのでは非常にやっぱり難しい点があります。そういうことで、やっぱりできるだけ、例えば一つ、湯前町がですね、町全体で農業公社っていうのをつくっておるわけですね。そういうことで、でくるだけ、大津あたりは大きな、何十も束ねてですね、集落営農の法人化、法人化しているところを束ねて、ものすごい大きな組織にしております。もちろん耕作面積の桁が違いますけれど、ただ、やっぱり担い手が少ない、後継者が少ないからですね、なかなか難しい面があるので、やっぱりでくるだけ広域でですね、営農組織をまとめていかないとですね、なかなか人材がないわけですね。そういうことででくるだけ広域でまとめられる方向で、将来的にそういう取りまとめをしてですね、将来的にはそのやっぱり集落営農組織がでくるだけ少数で広域でまとめていくようなですね、方向ができないものかというふうに考えるところでありまして、この点をどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（中川政司君） 宮寄経済課長。

○経済課長（宮寄幸仁君） 説明申し上げます。

現段階では、涌井・豊富地区におきましては、国・県のいう集落営農組織は設立されておりません。ただ、農作業や機械の共同化、あるいは農業農村を活かした地域づくりの動きはありますので、今回の事業を通じて、機械利用組合や受委託組合等、営農の組織化への合意形成が図れるように働きかけを行っていきたいと思っております。また、将来的な基盤整備の話も出ておりますので、併せて担い手への農地の集積・集約についても話し合いを進めることで、高齢化や担い手不足、あるいは鳥獣被害等の地域の抱える課題解決の糸口になればと考えております。ここでの取り組みをモデルとして、他の地区にも波及していくような効果をしておりますし、議員おっしゃるとおり、広域での取り組みへの波及というか、そういった働きかけもやっていきたいというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） ご案内のとおり、美里町におきましては過疎化の進展、あるいは農家の高齢化、担い不足等により、農地を維持できない地区というものが増え続けていくと考えております。そのような中、体が動く方が中心となって、組織となって、農地を守っていただかなくてはならない、そういう今状況ではないかなというふうに思います。その中で、議員がおっしゃいますように、広域的に営農ができればもっと効率がいいのではないかと。確かにおっしゃるとおりだと思います。

す。ただ、そのためにやはり圃場整備、区画整備だったり圃場整備、あるいは団地化等も進めながら、やはり営農しやすい環境をつくるということも考えていかなければならないというふうに思っております。そういった意味では、今回のこのプロジェクトに、このモデル事業におきましては、整備事業等もですね、非常に充実をいたしているところがございます。広域化、広域での集落営農等を目指していくにあたっての、やはりモデルとなっていくような取り組みにしていかなければならないというふうに考えているところがございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 先日、熊日新聞にちょっと載っておりましたが、県立大学の松添先生という方がですね、鳥獣害を減らす対策として、一つは兵糧攻めということですね、出してありました。というのが、収穫しきれないままですね、農地に農作物が放置されていると。それがその餌になってですね、そこにイノシシとかなんかがくると。それをきれいに食べ物を無くしてしまえばですね、という提案がっております。それも一つだなと。栗でもですね、栗が生っているけど拾らわないということは、格好のイノシシの餌ですからですね。そういうところも一つ参考にさせていただいて、いただきたいというのと、当然この人材不足というのがあります。担い手不足、後継者不足ですけども、要するに農業現場の人手不足という点ではですね、県も今検討しているそうですが、集落維持の課題ということで、要するに22%が人材とか若者がいないというふうに回答ですが、JAと協力して人材紹介のシステムの構築をするというですね、検討が今されているそうです。農繁期を中心に人を寄せて、作物の出荷の時期に合わせて人を移動させるとかですね、いろいろ今研究されているようでありまして、将来的にはそういうことも、うちの町も出てきはせんかなと心配しております。ただ、農業の非常に多様性を支えているというのは中山間地でありまして、この霜の少ない天草、高冷地の阿蘇、トマトなどの野菜の周年出荷が可能でありますし、作物の種類も豊富ということで、将来的に非常に、悲観ばかりせんでもいいというかですね、将来的なそういう中山間地の農業の多様性、有効性というのもありますので、ぜひそういう視点でですね、取り組みをぜひ進めていただきたいというふうに思っております。

続きまして、九州北部豪雨を教訓とする今後の課題についてお尋ねをいたします。今度の福岡県の朝倉、あるいは東峰村ですか、そこを中心とする豪雨災害についてはですね、その特徴としましては、上流域から根付きの倒木が流れてですね、集落を襲って多数の死者、行方不明が出ているわけであります。それをうちの町もですね、7割以上が山林でございまして、似かよった地理条件というかですね、ありまして、よそ事ではないとこのように思っております。昨年も地震、豪雨災害、特に

豪雨災害のほうが被害が大きかったわけですけど。特に甲佐、あの時は甲佐だけ、甲佐町は時間雨量が150ミリという大変なですね、豪雨の関係で、筒川が氾濫し、家が流れたりですね、県道が崩落したりなんかで大変な被害が出たわけでございます。流木もですね、貫平の橋とか見に行きましたが、いくつも橋げたに流木が引っかかっておりましたけども、この朝倉あたりと比べると全然また違うと思いますけれど、今後そういうことも予想されますので、まず九州北部豪雨のこの巨木の流木ですね、このあたりの教訓をですね、ここの町にどう活かしていくのかお尋ねいたします。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 教訓についてでございます。本町におきましても昨年6月、豪雨による大規模な水害が発生をいたしました。林地においては山腹崩壊による溪流及び河川への土砂流出や、表層崩壊に伴う倒木等も発生したところでございます。近年の雨の降り方は予想ができない状況でございます。時間雨量100ミリを超えれば、災害の発生は免れないとも言われております。併せて、山に今手が入っていないことも、豪雨災害を拡大させる大きな要因であるのではないかと思います。ご案内のように、木材価格の低迷により山への関心が薄れ、管理が行き届いていない現状の中、間伐できていない山肌には日光が届かず雑草も生えないというような状況が生まれております。そういう状況の中で豪雨が降りますと、山肌を直接雨が伝っていくというような状況になってまいりますし、それが引いては、表層崩壊等につながっていくのではないかというふうに考えます。

以上のことを踏まえまして教訓化についてでございますが、長期的な観点といたしましては、やはり山や森林を適切に管理していくことが重要だというふうに考えております。間伐、除伐などを推進し、適正な成長を促進するとともに、皆伐を行った林地においては速やかに植栽を行い、根張りを促進し、表土の流出を抑えることを基本に国や県、森林組合等とも連携し、進めていく必要があると考えます。また、短期的な観点では、大雨が予想される時は早め早めの避難を呼びかけると同時に、危機感をもって確実に避難をしていただくことが大事だというふうに考えます。美里町は平成19年、それから昨年と、豪雨による激甚災害の指定を受けております。その時の恐怖、あるいは不安というものを忘れてはいけないと思っております。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） これも西日本新聞の7月の17日に載っておりましたが、朝倉、東峰村の山あい、ここは地表がですね花崗岩で風化したマサ土といわれる、マサ土が堆積した土地という所になっております。スギ、今ありますよね、スギ・ヒノキ

などの針葉樹は、人工林で根が浅く密度が低いということで、今後短時間で記録的な大雨が降った時にですね、地表面のもろい地層が木々と共に崩れ落ちると。表層崩壊とありましたが、そのとおり、同時多発的に発生をいたしました。スギの人工林の、この木材輸入の自由化、あるいは木材住宅の需要の低下などの影響で、80年代以降、国産材の価格が低迷して、もう安すぎるのがですね原因であると思いますが、伐採期を迎えた木が半ば放置されている地域が非常に多いと、こういうことだろうと思います。

そういうことで、私が今度お尋ねしたのは、この防災の観点でですね、常に防災の観点で森林整備をしていただきたいというようなことですね、お尋ねをしているところであります。

まず、そこでその2点目はですね、間伐対策と切り捨て間伐についての対策をどうするかということでお尋ねですが、ご承知のようにどこでも間伐はですね、切り出しのいいところはいろいろの間伐でですね、いろいろ杭をつくったりされますけれども、切り出しが難しい所はそこに切ったままですね、置いとくというのが普通どこでもされているところなんです、これが今度の九州北部豪雨ではですね、非常に被害が大きくなった原因だというふうに指摘をされております。そういうことで、この間伐対策、このあたりについてどう対策するかお尋ねをいたします。

○議長（中川政司君） 下田林務観光課長。

○林務観光課長（下田幸輔君） ご説明いたします。

今ご質問のありました間伐対策と切り捨て間伐についてでございますが、まず本町で取り組んでおりますその事業の内容について、ご質問のとおり間伐対策につきましては、適正な森を育てるためには成長に合わせた森林の手入れが必要でございます。このような手当てを行うために、美里町森林整備計画に基づき、本対策事業を実施しているところでございます。内容としましては植栽後、約10年間の下刈りから15年後の除伐作業等を行いまして、林地内の下層植生や樹木の生長を図っていくわけですが、ある程度の林齢に達する過程で込み合ってくる立木、立木の間伐及び切り捨て間伐を実施していく必要がございます。いずれの作業につきましても、今現在補助事業により実施しているところでございますが、間伐対策事業につきましては、ご質問のとおり令級、対象令級が用材としての利活用がありますので、伐採木を搬出、共販するところの事業でございます。ただ、切り捨て間伐におきましては、今、現在行っておりますのは、主に針広混交林促進事業、これは針葉樹と広葉樹を混生させる森林を育成することによって、林地内の早期植生を図ることが目的で行っておりますが、40%という間伐の、木を間伐を行っているところでございます。切り捨てもその名のとおり、ご承知のとおり、林地内に適当な長

さで切断しまして、地表の降雨等による表土の流出等を抑制するよう、根株の間に横ぶせで処理するもので、基本的には林地外への搬出はできないところでございます。今後は用材としての付加価値があり、搬出できる森林につきましては、搬出間伐事業への見直しと、粉碎機械「チップパー」等が導入できる森林につきましては、チップ化して立木を処理するなど、対策を検討していくところでございます。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 木材価格の低迷というのが先ほどありましたけれど、もう一つはこの林業従事者が極端に減っているというようなことが指摘されております。60年に44万人いた林業従事者がですね、2015年には5万人ぐらいに減っているということで、そしてしかも高齢化しているということで、林業従事者の減少というのも大きな原因になって、要するに山の管理ができないと、こういう状況でございます。人工林は数年おきに適正な間伐が必要だっているのはそのとおりでありまして、シダやササの下草が生えやすくなってですね、表土の流出を防ぐと。そして保水力を高めると、こういう作業がどうしても必要だと、こういうふうに考えております。ですから、ぜひ森林組合等と連携を密にさせていただいてですね、森林の管理、力を入れていただきたいと思っております。

一応、この森林については、森林のいわゆる登記簿、森林簿というのがあるわけですが、この林野の面積のですね、3割がこの所有者が不明と。林野庁の資料を見ますとですね、3割が所有者が不明ということになっております。ただ、その所有者が、要するに所有者の承諾を得てしか、勝手に入れませんよね、間伐とかできません。ただ、なんか今、法律が新しくできたかどうか知りませんが、いわゆる防災上必要なときにはですね、所有者の承諾を経ずに、職権というか代執行みたいな形になると思うけれどもですね、要するに防災上必要だからということで、なんか法律改正をするかせんかという、なんかそういう話を聞いたことがあるんですが、現状、それはできていないんでしょうね、まだ。

○議長（中川政司君） 下田林務観光課長。

○林務観光課長（下田幸輔君） ご説明いたします。

お尋ねの件ですが、先ほどご質問のとおり、近年、農村の過疎化に伴う不在村有林の増加や、高齢化や世代の交代に伴いまして、林業従事者の減少などもあり、適正管理意識、意欲の低下等が課題となってきている現状でございます。この課題につきましては、今現在、林野庁が示されておりますのは、大綱としての方針が示されておまして、これが今後予測される税制改正等の施行後を目指して、今現在林地台帳、いわゆる先ほど申し上げられました森林簿ですね、その林地台帳

という情報化の改正ですけれども、そういったもので林地台帳をつくる研修説明会等もあっております。これはいわゆる法改正等を目指したところでの方向性ということでございます。今後、そういったものが施行後、国及び県の指針に基づきまして、本町の整備方針を検討していくところとしております。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 3点目ですが、今後の治山防災対策ということでございます。

とにかく防災の観点で今お尋ねしておりますけれども、伐採したあとはですね、とにかく自然林を育ててですね、危険箇所には治山公園とかを設置するとかですね、そういう抜本的なこの対策をしていかなければですね、なかなか難しいと。このうちの町でもですね、7割以上が山ですからですね。例えば、雁俣に行く445とかですね、やっぱり山あいの大きな国道・県道についてはですね、このやっぱり周辺を、これはお金がいるから簡単にはできませんけれど、この道路沿いはやっぱり基本的にそういう人工林はもう伐採してですね、やっぱり広葉樹とかやっぱり根の張る木を植えるとかですね、やっぱりそういったことも、やっぱり工夫が必要じゃないかと思うんですね。ですからそのあたりは町単独じゃもちろんお金がないからできませんけれど、なんか森林局との提携も昨日報告がありましたけども、森林管理局等と十分、あるいは森林組合等と十分に連携をとってですね、やっぱり常日頃から防災対策としてのですね、森林の管理、こういった面での対応をぜひですね、お願いしたいと思います。このあたりの治山防災対策は、にお尋ねをいたします。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 議員がおっしゃいますように、この防災対策、非常に町単独では難しい事業ではないかというふうに考えております。ただ先日、林野庁の概算要求についての説明会がございまして、現在国におきましては、安全安心な国土、地域の構築のため、治山対策を推進するという。また、被害が甚大化している流木災害への対応を強化するという。対前年度比120%となる約717億円を治山事業予算として概算要求をされているということでございます。と併せまして、森林整備事業ということで、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を実現するためということで1,443億7,600万円、昨年が1,200億ですので、昨年よりもさらに多くの概算要求をされているということでございます。このような、今国でも本格的にこの森林の管理あるいは治山事業、防災の観点から行われているところございまして、本町におきましても多くの治山事業の要望を現在行っているところでございますし、9月下旬には議会の皆様とともに、国会に要望活動をいたしますが、その項目にも、これは砂防でありますけども、新規建設について

お願いするところでございます。そのような意味では、今後とも県あるいは国に対して強力に要望して、治山、要は防災対策、山の防災対策を図っていかねばいけないと考えているところでございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） ぜひ、そういう対策をお願いしたいと思います。

それから、これは要望ですけれども、今度の九州北部豪雨災害に際しまして、自治体といわゆる国の河川事務所、あるいは気象台との連携が非常に綿密にされたというふうに聞いております。流域の市町村と国の河川事務所という、それから気象台ですね、日頃から防災協議会をつくって協力してですね、いわゆるソフト面での被害の軽減、これを日頃から研究をしていたということでございます。河川事務所からですね、流域の市町村からは直接ですね、19回、頻りに状況の連絡をしてですね、避難のアドバイスとかいろいろしたということですが、にも係わらずやっぱり相当のですね、死者・行方不明が出ているわけでありますので、日頃からそういう気象台、あるいは国の国土交通省との連携、連絡協議会ですね、こういったこともですね、ぜひ取り組んでいただきたいとお願いしておきたいと思います。

続きまして、3点目に移ります。3点目は、光ネットワークの供用開始に伴う課題についてということでございます。一応、光ファイバーが、9月、10月には供用開始になるというふうに一応聞いておりますが、この光ファイバーのメリットをですね、住民にどう説明していくのかお尋ねをいたします。

○議長（中川政司君） 大西企画情報課長。

○企画情報課長（大西 茂君） ご説明いたします。

光ファイバーのメリットを住民にどう説明をしていくのかということでございますけれども、まず、光ファイバーによるインターネットサービスの大きなメリットは、これまでのADSL回線を使用したインターネットサービスに比べ、約20倍の通信速度があり、大容量のデータの読み込み、例えば動画ですとか写真等の大容量のデータの読み込みもスムーズに行えることでございます。また、ADSL回線は既存の電話回線をインターネット通信に利用するため、通信がやや不安定になることや、交換局から遠くになるにつれて接続状態が悪くなりますけれども、光回線は交換局から離れていても、光ケーブルが各家庭まで敷設されるため、通信速度が落ちることはございません。町内の固定電話が設置されている地域につきましては、今年度の事業ですべて光回線が敷設をされますので、現在固定電話があるご家庭では、光インターネットサービスに加入することはできますし、大都市と同じように高速な情報通信サービスを利用することができるものでございます。また併せて、光電話に加入することで固定電話の経費を軽減することもできますし、2015年

2月から始まったコラボモデルによりまして、NTT西日本から光アクセスサービス等の卸し提供を受け、自社のサービスと光アクセスサービス等を組み合わせて提供する光コラボレーション事業者によっては、スマートフォンの料金を割り引くなどのサービスを行う事業者もございます。このようなメリットを、本町では広報みさとの昨年11月号で、事業の開始に合わせて若干ご紹介をしておりますけれども、今後改めてこのメリット等を掲載しますとともに、町のホームページやICT人材育成事業、またサービス開始に合わせて、NTT主催によります説明会等を通じまして、説明をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 今、防災無線でちょっと放送があっておりましたので聞いておりますが、9月の16日に午前と午後ですか、説明会をするということで、ちょっと今日聞きましたけれど、ただ、砥用庁舎に1カ所に、2回であってもですね、これはちょっと少ないんじゃないかと。もう少しやっぱきめ細かに、中央地区はもうすでにされたかもしれませんが、やってみないとどれぐらいの人間が集まるかですね、ちょっと分かりませんが。そのあたりの状況を見て、もう少しきめ細かに説明をされた方がいいんじゃないかなとちょっと感じております。それで、要するに光ファイバーのメリットっちゅうのがですね、今、インターネットの利用されている方が大体町では13%、世帯数にして500世帯ぐらい聞いておりますけれども、やっぱり今後の利用率を考えた場合にですね、やっぱり25%、4分の1ぐらいはですね、ある程度加入率がないと採算が合わないというかですね、そういった説明を1回聞いたことがございます。ということは、約4,000世帯あるとしてですね、1,000世帯ぐらいはやっぱりこの際、インターネットが家に引っ張られるようにですね、そういうやっぱり取り組みが必要じゃないかと。ですから、これはNTTのほうにお任せだけではいけないし、やっぱり行政もですね、やっぱり区長さんとかいろいろ協力を得てですね、やっぱり取り組まないとなかなか簡単には増えないと思うんですね。そういったことの取り組みを、ぜひお願いしたいんですが。まず、ただ光ファイバーでスピードが20倍に増えましたよとかですね、容量がこうやって大容量で送れますよと言ってもですね、なかなか、特に高齢者の方ですね。やっぱり理解ができないというかですね、「光が来て何になっと」とってというような、極端に言うとはですね、そういうことだろうと思うんですよ、まだ、今の段階で。だからですね、やっぱり付加事業を併せて説明したほうがよくはないかと私は思うんですね。一つは、このICT利活用の検討例というのがありまして、一つは防災行政無線ですね。光ファイバーを利用しても、今の防災無線がですね、

何度も不具合です、何度もとぎれたりなんかして、未だに完全にですね、修復していないというふうに思います。まあ10年以上経っているから寿命じゃないかとも思いますけれど、ただ、送るほうの機械が悪いのか、受信するほうの機械が悪いのか、よう分かりませんが、黄砂の関係だ何だかんだっているいろいろ例は聞きましたけれど、よく分かりません。ですから、そういうこの際、この光ファイバーがつながることによって、防災行政無線もですね、光を利用した方向にもっていくのが一つどうかと。それから、もう一つは議会の中継ですね。インターネット中継、宇城市とか宇土市もやっていますし、どこでも大体、市関係はですね、議会の中継がですね、行われております。この際、光ファイバーを通じてですね、議会中継も検討したらどうかと思いますし、あと考えられますのは、水道メーターの検診だとかですね、告知端末による行政情報の提供。IP電話とかですね、要するに告知端末をもう無料で配付しているところがいっぱいあるわけ、行政が各家庭に無料で端末を配付して、そしてその告知端末、双方向の告知端末もあるそうですけれども。そういうことによると、独居老人の見守りもできますよね、双方向だから。そういうことで、いろいろ、もちろんお金が伴いますから大変と思いますけど、将来的な今後の、いわゆる付加事業の整備計画というかですね、ある程度計画を立てて、そして年度ごとに予算をつける。いっぺんにはできませんから、年度ごとに予算をつけて、一つずつでも進めていくようなですね、そういう体制ができないかなとこのように思います。そういう意味で、今後インターネットの加入増対策ですね。ただNTTにお任せではいけないので、そのあたりをどうお考えになっておるかお尋ねいたします。

○議長（中川政司君） 大西企画情報課長。

○企画情報課長（大西 茂君） ご説明いたします。

光インターネットサービスの加入と対策、もちろん基本的には、サービス提供事業者でありますNTT西日本や光コラボレーション事業者が行うべきことと考えておりますけれども、昨年度から実施しております光情報通信基盤整備事業の実施にあたりまして、NTT西日本から提案された加入促進策として、より多くの住民及び企業に対して、今回の事業のメリットを受けていただくため、それぞれに向けての説明会開催の提案がなされておまして、先ほど議員もおっしゃられましたように、今月16日土曜日の午前・午後に、住民向けの説明会をまず砥用庁舎会議棟におきまして開催される予定となっております。また今後、企業向けの説明会の開催や、来年2月には東砥用局管内及び堅志田局管内の未整備地区のサービスも開始されますので、両局管内に向けての説明会開催も予定をされているところです。また、16日の午前・午後の1回だけでは足りないのではないかなというようご指摘もご

ございましたけれども、当日の様子ですとか、いろいろなそういったご要望等もお聞きしまして、今後も説明会の開催を増やしていければというふうにも検討をしているところでございます。ただ、町としましては、地域情報化を推進する立場から、先ほど述べました広報紙等によるメリットの発信等を通じまして、現在ADSL回線を利用されている方や、まだインターネットを始めていらっしゃらない方に、光インターネットサービスのご理解を深めていただき、加入増につなげていければというふうに考えております。なお、光回線サービスの販売、勧誘に関しましては、全国的に見ますと一部の光コラボレーション事業者が、総務省より勧誘方法において改善を求める指導を受けている事案もございます。町のホームページ等では、光インターネット開始に伴います説明会開催の掲載と併せて、電話勧誘トラブル等についての注意も掲載をしているところでございますけれども、こういったメリットもそうですけれども、こういった注意も掲載等に併せて、注意事項も掲載をしていく予定としております。それと、先ほどのいろいろな利活用につきましても、今後さらにまた検討していきたいということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今後の利活用の拡大策をどう考えているのかということも含めて、先ほどご質問がありましたので、確かにおっしゃいますように、いろんな利活用のやり方があるというふうに思っています。ただ、現在の状況をご説明を申し上げます。現在、検討を行っています施策といたしましては、光ネットワークとその他のICTを分けて利活用すること等、検討しているところでございます。光ネットワークに限定して申しますと、テレビを活用した行政情報配信や、地域公民館のICT拠点化、高齢者の見守り、無料Wi-Fiサービス等が考えられます。テレビを活用した行政情報配信は、県内では玉東町、あるいは津奈木町が、NTTの光ボックスを活用して、緊急防災情報や暮らし・イベントなどの行政情報を家庭のテレビに配信する、これは玉東チャンネルであったり、津奈木チャンネルというものを運営をされております。これはパソコンは必要ありませんが、フレッツ光の初期費用であったり、あるいは通信料というものが、利用者の負担が発生をするところでございます。また、システム、このシステムを構築するにあたって約2,000万円程度、毎年度の利用料が160万円程度かかるということで、インターネットの加入率が低い段階では、費用対効果の面からも有効な利活用とは言えない状況ではないかというふうに考えているところです。無料Wi-Fiサービスにつきましては、現在整備を行っております公衆無線LAN環境整備事業がこれにあたります。今回埋設されます光回線を利用して、庁舎や避難所、観光施設等の18カ所の整備を行

うところでございます。その他のICTの利活用といたしましては、現在県内2つのテレビ放送局が行っております、地上デジタル放送のデータ通信を利用した住民情報提供サービスというものを活用する方法がございます。これは民間放送局が提供しております住民情報提供サービスでございます。現在、4市2町の6団体が活用をされております。これは、防災情報あるいは行政情報、あるいはイベント、電話帳などの項目に分けて、情報を配信することができます。これは民間放送局が提供されております。データ通信に対応したテレビであれば、テレビのリモコンのデータ連動ボタン、いわゆるdボタンです。dボタンから見るができますし、放送局が提供しているサービスですので、利用者負担というものは発生をいたしません。住民の誰もが家庭にいて見ることができるサービスでございます。町の、この場合の財政負担は、人口5万人未満の場合は年間90万円程度を見込まれているところでございます。いずれもまだ検討段階ではありますが、光ネットワークを含めた情報通信技術（ICT）の恩恵が広く町民に届くような施策の検討を行ってきたいというふうに考えておりますし、議員がおっしゃいますように、もう防災行政無線も非常に劣化をいたしております。聞くだけではなくて、目でも情報が見えるというような、そういうところまでですね、踏み込んで考えていく必要があるのではないかとこのように考えているところでございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 今、テレビの光ボックスとかですね、テレビを利用した、これはなんか現実可能なものかなというふうに思います。比較的費用もですね、かかりませんし。ですからまあ、いっぱいメニューあるんですけども、やっぱり裏付けとなるお金が必要なものだからですね、そういう中からいくつか選んでもらって、ぜひ来年度の予算でですね、可能なものからですね、ぜひ実行に移していただけたら非常にいいかなとこのように思いますので、よろしく願いしておきたいと思えます。

最後に、道路の整備及び管理についてということですが、まず、国・県道におきましては当然、国道も県が今、振興局の土木部が管理していると思えますけれども。非常に具体的に言うとですね、そこだけではありませんけれども、金木から万坂に行く218号線にですね、とにかくいっぱいごみが捨ててあるわけですよ。私はなぜこれを言うかということですね、この景観。やっぱり今、移住定住でおいでおいでって、うちの町にどうぞって言っているのにですね、ここに通ってみたらごみだらけだったって、それじゃいかんだろうという視点でございます。ですから、これはもちろん、それは県がすることではないかと言ってしまえばおしまいなんですけど、ただやっぱり町としてですね、やっぱり国道、県道も目を配ってですね、お金

がいるなら県からもらってでもせにやいかんと思いますけれど。そういうやっぱりごみだらけの、国道沿いがごみだらけじゃですね、これは景観上非常によくはないし、やっぱりここに住んでくださいって言うてもですね、こぎゃんごみだらけな所には来んよって言われんようにですね、そういう景観上の対策を非常に必要じゃないかと思ってお尋ねしております。

それから、覆いかぶさった木の処理、これも国道は県じゃないかて、県がする仕事じゃないかて言ってしまうえばおしまいなんです、町道でもですね、やっぱりそういった所があります。やっぱり例えば町道でも手に負えない所はですね、例えば村の区役とかがありますから、少し補助を出してでも、村の区役で切ってくれとかですね、やっぱり役場の職員に全部やれって言うてもですね、これは無理なところがあると思うんですよ。だからやっぱり、そういういろんな工夫をしてですね、主要道路、特に目立つ所については、ごみをできるだけなくしてですね、やっぱり日にちを決めて、ボランティアでも何でもですね、募集をしてでも、ごみの処理とかですね、やっぱりすべきじゃないかこのようなふうに思いますもんですから、この点どうでしょうかね。

○議長（中川政司君） 長井建設課長。

○建設課長（長井寿浩君） ご説明申し上げます。

議員が言われましたように、金木から万坂に通ってます国道について、ごみが散乱していることを確認いたしました。それにつきましては、県のほうに対応をお願いしているところでございます。この対策といたしましては、看板の設置やネットを張ったりして対策をしているところでございますが、あまりにもひどい所につきましては、立ち入りを禁止するというような柵を講じたという事例もあるということを県のほうから伺っております。

また、覆いかぶさった木の処理につきましては、通行に支障がある場合につきましては町、県のほうで対応いたしますけれども、地区外になりまして個人の所有になった場合は、地権者の同意が必要となりますので、地権者の同意を得た上で処理を行っている状況でございます。

以上です。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 議員がおっしゃいますように、そのごみの対策におきましては、モラルの問題だというふうに本当に思うところでございます。これは国、美里には三桁国道しかございませんので、県とも相談をしながら今後の対策というものをしっかり考えていきたいと思っておりますし、また覆いかぶさった木です、これも美里町は非常に景観がいい所なのに、覆いかぶさっているのも外が見えないというよ

うな所もありますので、そういった所も協議をしながら、景観もしっかり見えるような、そういう、走っていて気持ちいいような道路にしていければというふうに考えてるところです。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） よろしく願いしておきたいと思います。

関連で、カーブミラーがですね、いっぱい立っておりますけれども、とにかく大体町道が多いんですけども、とにかくカーブミラーとしての用を成していないというかですね、もうあるだけで割れとったり、倒れとったりですね、いっぱいあるんですよ。これもお金の問題が関連してきますけども、全部替えろとは言いませんけども、やっぱり特に交通上ですね、やっぱり問題がある所は点検してもらって、優先順位を付けてもらって結構だからですね、そのあたりについてのカーブミラーの更新ですね、これについてはぜひ計画的にやっていただきたいと思いますが、このあたりはどうですか。

○議長（中川政司君） 吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） ご説明申し上げます。

現在、本町には町で設置したカーブミラーが約1,400基ほどございます。お尋ねいただいておりますカーブミラーの更新につきましては、交通安全施設、カーブミラーも含めました交通安全施設整備ということで年間200万円、それから修繕といたしまして年間10万円から160万円程度の予算をいただきながら、区の要望に対して優先順位をつけて、設置、修繕を行っているところでございます。カーブミラーの設置費用につきましては、設置箇所の条件にもよりますけども、1基当たり13万円程度かかりますので、1,400基全部更新しますと多額の費用と期間が必要となります。けれども、交通事故の発生を防止するために、カーブミラーをはじめとする交通安全施設の整備が効果的に実施できますよう、財源等も含めて今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。時間がまいっております。

○3番（坂田竜義君） 住民の安全に係わることですから、よろしく願いいたしまして質問を終わります。

○議長（中川政司君） これをもちまして、坂田竜義君の一般質問を終わります。

以上で、通告されておりました一般質問は終了しました。これで、一般質問を終わります。

-----○-----

○議長（中川政司君） 以上で、本日の日程は終了しました。

皆さんにお諮りします。本日はこれで散会とし、このあと11時20分より各常任委員会を委員長の指示により開いていただきまして、終了後は委員長の指示により散会していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本日はこれで散会し、このあと11時20分より各常任委員会を委員長の指示により開いていただきまして、終了後は委員長の指示により散会していただくことに決定しました。

なお、常任委員会の会場は、総務常任委員会が委員会室、経済建設常任委員会が第1会議室、社会文教常任委員会が第2会議室をご利用ください。

明日13日水曜日は、午前10時から会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会いたします。

-----○-----

散会 午前11時01分

第 3 号

9 月 1 3 日 (水)

平成29年第3回美里町議会定例会会議録（第3号）

平成29年9月13日(水)

午前10時00分開会

1. 議事日程

- 日程第1 各常任委員会報告及び質疑
(1) 総務常任委員会委員長
(2) 経済建設常任委員会委員長
(3) 社会文教常任委員会委員長
- 日程第2 議案第45号 平成28年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第46号 平成28年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第47号 平成28年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第48号 平成28年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第49号 平成28年度美里町砵用西部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第50号 平成28年度美里町砵用東部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第51号 平成28年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第52号 平成28年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第53号 平成29年度美里町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第54号 平成29年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第55号 平成29年度美里町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第56号 平成29年度美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第57号 平成29年度美里町砵用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第58号 平成29年度美里町砵用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第59号 平成29年度美里町生活排水特別会計補正予算（第1号）

- 日程第17 議案第60号 平成29年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第61号 準用河川金木川災害復旧工事請負契約の締結について
- 日程第19 議案第62号 普通河川藤木川災害復旧工事請負契約の締結について
- 日程第20 陳情第1号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について（依頼）
- 日程第21 発議第1号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出について
- 日程第22 議員派遣の件について
- 日程第23 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について
- 日程第24 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について

2. 出席議員（12名）

1番	光井博幸君	2番	今田政行君
3番	坂田竜義君	4番	濱田憲治君
5番	上田孝君	6番	松永正憲君
7番	吉田美好君	8番	渡邊義文君
9番	上村則幸君	10番	福田秀憲君
11番	吉田起登君	12番	中川政司君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町長	上田泰弘君	副町長	上田隆信君
教育長	吉永公力君	総務課長	吉住慎二君
企画情報課長	大西茂君	税務課長	中嶋春彦君
住民課長	向山照美君	福祉課長	中村武志君
健康窓口課長	山田輝臣君	経済課長	宮寄幸仁君
林務観光課長	下田幸輔君	建設課長	長井寿浩君
水道衛生課長	北島浩徳君	会計課長	田上和則君
教育課長	倉田辰実君		

5. 事務局職員出席者

事務局長	福島繁君	書記	津田里美子君
------	------	----	--------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（中川政司君） それでは、皆さんおはようございます。本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 各常任委員会報告及び質疑

○議長（中川政司君） 日程第1、各常任委員会委員長の報告及び質疑を行います。

まず、総務常任委員会の報告を求めます。総務常任委員会委員長、吉田美好君。

○総務常任委員会委員長（吉田美好君） 改めまして、おはようございます。

昨日、総務常任委員会を開きましたので、内容報告をいたします。

委員会室において、執行部より吉住総務課長、大西企画情報課長、中嶋税務課長、田上会計課長、議会から上村議員、中川議長、坂田議員、それに私吉田、出席の下午前11時20分に開会をいたしました。

まず、平成28年度一般会計特別会計決算書について、それぞれ所管の課長より歳入歳出について説明があり、その都度質問、意見を求めましたが、委員さんからは何ら意見は出ませんでした。監査委員の意見書について、不用額の多さに指摘がございましたので、予算計上については十分な精査・留意を要望いたしました。

次に、平成29年度一般会計補正予算（第3号）について、総務課長、企画情報課長、税務課長にそれぞれ歳入歳出予算の説明を求めています。委員からの質問、意見は何らなく、執行部には11時45分退席をお願いいたしました。

その後、常任委員会研修について協議を行いました。その結果、10月19日・20日に開催されます「全国過疎問題シンポジウム2017 in さが」に参加研修することで全員の意見が一致をしております。全委員の日程を調整し、18日に出発。他の施設研修を行い、19日の全体会に参加する予定であります。

以上で、今回の活動報告といたします。なお、報告漏れにつきましては、他の委員さんからの補足をお願いいたします。

○議長（中川政司君） 以上で、総務常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 補足なしと認めます。

総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。なお、各常任委員会委員長に対します質疑は、申し合わせ事項により審査の経過と結果に対する質疑に止めることになっておりますので申し添えます。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。

以上で、総務常任委員会報告を終わります。

次に、経済建設常任委員会の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長、松永正憲君。

○経済建設常任委員会委員長（松永正憲君） それでは、経済建設常任委員会報告を行います。

9月12日、午前11時20分、経済建設常任委員会を開会しております。福田委員、今田委員、濱田委員、松永4名の委員と、下田林務観光課長、宮寄経済課長、長井建設課長、北島水道衛生課長、同席の中、平成28年度美里町一般会計決算書、特別会計決算書について説明を受けました。各課の歳出においては、農業費、林業費、土木費など、予算現額に対して繰越額が残っております。

災害復旧費の農林水産業施設災害復旧費11億4,978万2,000円の予算に対しまして、繰越額がまだ7億4,758万7,000円ございました。

公共土木施設災害復旧費14億5,977万4,000円の予算に対して、繰越額が9億2,891万3,000円ございます。地震災害、豪雨災害の甚大さと復興状況が伺えました。

美里町一般会計補正予算では、林務観光関係では、林道早楠線の1工区減によります2,000万の減額補正、石段給水工事費の2,400万の減額補正、これは総合的な見直しをするとの説明を受けております。

経済課関係では、くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金1,036万8,000円が計上されております。

建設課関係では、社会資本整備総合交付金事業が計上されております。

特別会計では、生活排水、西部水道、東部水道、それぞれ繰越金が一般会計に繰り入れられ、また特別会計に繰出金が計上されております。

午後4時に閉会をいたしております。

補足があれば、他の委員の補足をお願いいたします。

○議長（中川政司君） 以上で、経済建設常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 補足なしと認めます。

経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。

以上で、経済建設常任委員会報告を終わります。

次に、社会文教常任委員会の報告を求めます。社会文教常任委員会委員長、渡邊義文君。

○社会文教常任委員会委員長（渡邊義文君） 社会文教常任委員会報告をいたします。

昨日、9月12日、午前11時20分より、社会文教常任委員会を開いています。出席者として、上田孝議員、吉田起登議員、光井博幸議員、私、渡邊でございます。執行部より中村福祉課長、向山住民課長、山田健康窓口課長、北島水道衛生課長、倉田教育課長、吉永教育長の出席をいただいています。北島課長におかれては、説明、質疑のあと退席をされています。

まず、平成28年度一般会計特別会計の決算書について、各担当課長より説明がっております。

内容につきましては、民生費、衛生費、教育費とも、主に震災による災害復旧の歳入、歳出の決算であります。通年の約1.5倍に相当する決算であり、住民の方々の復旧復興の確かな足跡と捉えています。個別の件につきましては、各担当課へそれぞれ指摘、要望をしております。

また、総合体育館の管理につきましては、震災の被害により、年間を通した利用が不可であり、年間を通じた管理、利用の推移状況の把握をいただきたいとしております。

次に、平成29年度一般会計特別会計補正予算について、各担当課より説明を受けています。まず、民生費の児童措置費の保育料還付金であります。本議会初日、町長よりお断りがあっています。担当課長からもお断りがあっております。今後このようなことがないように、再発防止に努めていただきたい。

次に、災害救助費の転居費用助成金600万円は、震災の被害者で仮設住宅等で生活をしている被災者が移転する場合の助成金であり、10万円掛ける60件分の予算であります。同じく、民間賃貸住宅入居支援助成金600万円は、震災被害者で仮設住宅等で生活する被害者で、民間の賃貸住宅へ移転する場合の予算であり、20万円掛ける30件の予算であります。

次に、塵芥処理費委託料2億720万7,000円とあります。この件につきましては、解体また仮置場の補正予算であります。解体費が5月末締切っておりますが、申請戸数が387戸、8月末解体完了数296戸、9月末まで解体の契約予定数が49戸、10月以降の解体予定数42戸、12月末まで解体を完了し、仮置場の撤去予定ということになります。

次に、教育費の事務局費6万円の計上ですが、美里町中学校統合審議会、美里町教育振興基本計画推進委員会、美里町学校給食調理業務等委託検討委員会とそれぞれ審議会、各委員会で進めてきたが、年度が替わり新たに学校長、PTA等

の役員の交代があり、丁寧に進める必要があるため、それぞれ審議会、各委員会を1回増やすための費用弁償の予算であります。

その他として、倉田教育課長より、町の文化財の椿のもちの木について、現地確認し、同じ条件で見積りを取った結果、前回予算より8割程度、前回見積りより8割程度となった。地区の区長さんの理解も得、近く発注予定しているとのことであり、台風が接近しており、事故等に注意をされ速やかに進めていただきたい。

また、向山課長より、国民健康保険の制度改革の状況と今後の計画の説明があり、平成30年度より県と市町村の共同運営が始まるとの説明を受けております。

以上で、社会文教常任委員会報告を終わります。

漏れがあった場合、委員さんのほうにお願いをいたします。

○議長（中川政司君） 以上で、社会文教常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 補足なしと認めます。

社会文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。

以上で、社会文教常任委員会報告を終わります。

これで、各常任委員会報告及び質疑を終わります。

-----○-----

日程第2 議案第45号 平成28年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（中川政司君） 日程第2、議案第45号、平成28年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定についてを再度上程し、議題とします。

皆さんにお諮りします。決算認定の質疑につきましては、一括質疑で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

したがって、決算認定の質疑は一括質疑といたします。

これから質疑を行います。質疑がある方は、ページと款、項、目、節を指定されて発言をお願いしたいと思います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に認定に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 次に、本案の認定に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第2、議案第45号、平成28年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第2、議案第45号、平成28年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第3 議案第46号 平成28年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（中川政司君） 日程第3、議案第46号、平成28年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑は一括質疑で行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案の認定に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 次に、本案の認定に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第3、議案第46号、平成28年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第3、議案第46号、平成28年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第4 議案第47号 平成28年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定
について

○議長（中川政司君） 日程第4、議案第47号、平成28年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてを再度上程し、議題といたします。

これから質疑を行います。質疑は一括質疑で行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案の認定に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 次に、本案の認定に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第4、議案第47号、平成28年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第4、議案第47号、平成28年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第5 議案第48号 平成28年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
について

○議長（中川政司君） 日程第5、議案第48号、平成28年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑は一括質疑で行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案の認定に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 次に、本案の認定に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第5、議案第48号、平成28年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(中川政司君) 全員起立です。

したがって、日程第5、議案第48号、平成28年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第6 議案第49号 平成28年度美里町砵用西部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長(中川政司君) 日程第6、議案第49号、平成28年度美里町砵用西部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを再度上程し、議題といたします。

これから質疑を行います。質疑は一括質疑で行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(中川政司君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案の認定に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(中川政司君) 次に、本案の認定に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(中川政司君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第6、議案第49号、平成28年度美里町砵用西部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(中川政司君) 全員起立です。

したがって、日程第6、議案第49号、平成28年度美里町砵用西部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第7 議案第50号 平成28年度美里町砵用東部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長(中川政司君) 日程第7、議案第50号、平成28年度美里町砵用東部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを再度上程し、議題といたします。

これから質疑を行います。質疑は一括質疑で行います。
質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案の認定に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 次に、本案の認定に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第7、議案第50号、平成28年度美里町砵用東部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第7、議案第50号、平成28年度美里町砵用東部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第8 議案第51号 平成28年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算の認定 について

○議長（中川政司君） 日程第8、議案第51号、平成28年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算の認定についてを再度上程し、議題といたします。

これから質疑を行います。質疑は一括質疑で行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案の認定に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 次に、本案の認定に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第8、議案第51号、平成28年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(中川政司君) 全員起立です。

したがいまして、日程第8、議案第51号、平成28年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第9 議案第52号 平成28年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長(中川政司君) 日程第9、議案第52号、平成28年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを再度上程し、議題といたします。

これから質疑を行います。質疑は一括質疑で行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(中川政司君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案の認定に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(中川政司君) 次に、本案の認定に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(中川政司君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第9、議案第52号、平成28年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(中川政司君) 全員起立です。

したがいまして、日程第9、議案第52号、平成28年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第10 議案第53号 平成29年度美里町一般会計補正予算(第3号)

○議長(中川政司君) 日程第10、議案第53号、平成29年度美里町一般会計補正予算(第3号)を再度上程し、議題といたします。

これから質疑を行います。

皆さんにお諮りします。補正予算の質疑については、一括質疑で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中川政司君) 異議なしと認めます。補正予算の質疑は一括質疑で行います。

質疑ありませんか。11番、吉田起登君。

○11番（吉田起登君） 議長、11番。

○議長（中川政司君） 吉田君。

○11番（吉田起登君） 商工振興費の観光振興費についてお尋ねをいたします。

○議長（中川政司君） ページ数を言ってください。

○11番（吉田起登君） 19ページです。19ページの13委託料と、委託料ですね。白龍走開催記念標柱石設置委託料についてお尋ねをいたします。43万円あがっておりますので。

○議長（中川政司君） 下田林務観光課長。

○林務観光課長（下田幸輔君） ご説明申し上げます。

ただ今ご質問のありました観光振興費の委託料の中で、白龍走開催記念標柱石設置委託料でございますけれども、白龍走、Red Bullの石段の開催におきまして、もう今年度で開催されて3回目となっております。過去2カ年分につきまして、標柱を石段の900段の上になりますか、そちらの横に設置しておりましたけれども、いよいよ今回の分を含めると、これから先の1位、2位の表彰者のメモリアルとなる石を設置するスペース等の制限等がございます、なかなかそのスペースが確保できないことになるかという、その判断の下で、既設の標柱、設置しております標柱も含めまして、今回設置する標柱を新たに下方に移して、下のほうまで登られる方々にもそのRed Bullの表彰者のプレート等を見ていただくこととしようということで考えて、この予算を計上したところでございます。なお、1基当たりただ設置するだけで19万から20万かかっております。そのため、現在布設しております過去2回の分につきましても、撤去、移設ということになりますので、その分の43万円を計上したところでございます。

以上です。

○議長（中川政司君） 吉田君。

○11番（吉田起登君） そのRed Bullですけど、私たちが聞いておったころには、もう3回ぐらいでお辞めになるということでありましたけれども、やはりこの日本一の石段をですね、宣伝していただくためには、ものすごくいい会社じゃなからうかと思っております。そこでですね、やはりあの界限は個人の持ち物になっておりますが、やはり前ですね、元町長、市川昭吉氏におかれましてはですね、市川昭吉氏自身が自分で考えられた石碑を建てておられます。多分、手出しじゃなかったんではなからうかと思っておりますけれども。その時もですね、きちんとした許可をもらってですね、建てておりますのでですね、役場もですね、もう簡単に、前の税務課長に言うておきましたけれども、今の税務課長にも言うておきましたけ

れども、やはりどうしてもですね、ある程度は個人の持ち物でありますから、そういったものに対してはきちんとですね、許可をいただければ、何らこんな別に設置費用で役場の土地に建てる必要もないんじゃないかならうかと今思ったところで質問をさせていただきました。経済建設委員の方にですね、そういった話は早くから聞いておりましたけれども、やはりどうしても今後、この美里町はこの日本一の石段というとは本当にメインでございます。そして熊本県の宝でもありますからですね、きちんとした配慮をして、何回ぐらい、20回でもこの白龍走の記念の式典があればですね、そういったぐらいの余裕をとってですね、同じところなら同じところ、また下にそういった広い所があればそこでも結構ですけれども、そこはきちんとしていただきたい、そういうふうな考えをもっております。このそのまま横にはめられるならばですね、ちゃんと許可を受ければ、お金を取ろうなんてことはなかったんじゃないかならうかと思っておりますので、そのお金の話も出ておりませんで、ちゃんと役場がですね、きちんと話し合いをしないということでありましたのでですね、こんなことになったんじゃないかならうかと思っております。簡単に役場でこれは決めすぎるんじゃないかならうかと思っております。自分達の考えだけでですね、相手方もいますので、話し合いをすれば分からないことはないと思います。

それからですね、その下の御坂遊歩道周辺設備の設計業務委託料と石段給水工事のこのマイナス部分について、今後の考え方をお願いいたします。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） まず、先ほどの標柱石の設置委託料に関しましては、地元の皆さんにそういうご迷惑をおかけしたことを、まずはお詫びを申し上げたいと思います。この白龍走に関しましては、当初、3回開催できればいいんじゃないかというような話であったんですが、年々参加者も増えてきまして、その規模も大きくなってきております。かつ、Red Bullといたしましても、今後も続けていきたいという思いの中で、じゃあ、しっかりこの、ここを境にですね、しっかりもう一回今後続けていくために、どこに設置すればいいかということを考えようということでこういう結果になったわけでございますので、その過程の説明が不足していたことに関しましてはお詫びを申し上げたいというふうに思いますし、また今後ともご理解をよろしくお願いを申し上げます。

なお、御坂遊歩道の周辺施設整備の設計業務委託料並びに石段の給水工事費に関しましては、以前、全員協議会でも一度説明をさせていただきましたが、今、あれはもう日本一の石段でありますけども、水量が足りないであったり、例えばトイレもまだまだ水洗化されていない。要は外国の方もいらっしゃるし、いろんな方が登られる中で、やはりそういう顔となる施設でありますので、そういったところ

をしっかりと整備をしようということで当初石段の給水工事費をあげておりましたが、一度見直そう、一回立ち止まって、さらにいい方向に向けようということで減額をさせていただいて、そして水量であったり、あとはトイレであったり、一体的に石段を整備をしようというための業務委託料をあげさせていただいているところでございます。なお、先ほど申しましたように、今、日本一の石段、また再度光が当たっているような状況でありまして、たくさんの方が訪問していただいておりますので、今後そういった方々が何不自由なくというわけではありませんけれども、満足していただけるような、更なる施設となるようにという思いで、今回このような委託料をあげさせていただいているところでございます。

○議長（中川政司君） 吉田君。

○11番（吉田起登君） この石段給水工事に対してはですね、やはりここに、石段に来られた方々からも急な要請であります。やはりどうしてもですね、やはり水がきちんとしてらんとですね、やはりもう石段に来られても、どこに行く、トイレなんかほとんど一番大事な時期にきております、そういった所に登られた方に関してはですね。やはりそれはもう急を要することです。役場のほうでもですね、早急にですね、対応をしていただきたいと思っております。やはり今後の考え方からするならば私の意見をちょっと述べさせていただきますならばですね、あの石段の横にはトンネルがあります。石段の真横を通過しているトンネルが。その真横あたりからですね、真横に多分水が出ればいいんですけども、やはりどこにか水が出る所があるんじゃないかならうかと思っております。そういったところからですね、やはりボーリングをして、ボーリングでやっぱり100リッターぐらい毎分出ればいいんですけども。出なくても溜めて、やはり真横に持ってきた方が、当初の考え方、2,400万ぐらいもいるということは相当な圧力がありますので、ポンプアップしても相当なポンプの力が必要じゃないかならうかと思っておりましたのでですね、こういった意見を出しておりますが、やはりまあ1回ぐらいはですね、その考え方を、真横にどこにか掘って、掘削して、出るか出らんか判断するぐらいの余裕もあっていいんじゃないかならうかと思っております。

終わります。

○議長（中川政司君） ほかに質疑ありませんか。3番、坂田竜義君。

○3番（坂田竜義君） 3番、坂田でございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 18ページですね、この林業振興費というのがございますが、間伐材供給安定化緊急対策事業補助金、これが230万減額になって、新たに下のくまもとの森林利活用最大化事業補助金ですか、置き換えてありますが、結果とし

て57万6,000ですか、結果として減額となっております。この理由はどうなっているか、お尋ねをいたします。

○議長（中川政司君） 下田林務観光課長。

○林務観光課長（下田幸輔君） ご説明申し上げます。

この林業振興費の19の間伐材供給安定化緊急対策事業補助金でございますけれども、これが51%程度の事業費に対する補助率でございました。そして、その時にはこれは間伐材を安定供給するための事業として取り組んでおりまして、面積のみならず、間伐材の搬出量に対しての補助でございました。その時に県と町費、合わせまして立米当たり4,000円の補助というかたちで、この補助金の制度がございましたけれども、県のほうからこの補助の内定等に伴いますときに、この補助金自体が改廃され、新たに「くまもとの森林利活用最大化事業補助金」として、補助制度の名前が変わったところでございます。今回、実際は当年度、新年度に移る時にこの制度の周知があるところでしたけれども、内定があるまで県からの通知がなくて、今回の計上に至った次第でございますけれども。ただ、「くまもとの森林利活用最大化事業補助金」になった時に、先ほど申し上げました、県、町を合わせて4,000円、立米当たり4,000円ですね、補助率がそれぞれ3,600円、合わせて3,600円、ですから県の2,000円が1,700円、町の2,000円が1,700円というふうに、立米当たりの補助単価が変動してまいりました。それと事業費の決定に若干の数量の減が伴いまして、元々の緊急対策事業補助金という名目の予算を一度削減しまして、新たな補助制度に基づきます最大化事業補助金172万4,000円の補助を計上したところでございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 補助率が下がったから減額をしたと。執行残というか、そういうことじゃないですね。

○議長（中川政司君） 下田林務観光課長。

○林務観光課長（下田幸輔君） はい、ご説明申し上げます。

当初計画の事業数量、面積も若干減っております。それと併せて、今おっしゃったように補助率の削減もございまして、あわせもってこの金額となったところでございます。

○3番（坂田竜義君） 分かりました。

○議長（中川政司君） ほかにありませんか。7番、吉田美好君。

○7番（吉田美好君） 7番、吉田美好でございます。

○議長（中川政司君） 吉田君。

○7番（吉田美好君） この補正予算書には全く載っておりませんが、先ほど、社会文

教常任委員長の報告の中でですね、椿のもちの木が8割程度の支出で済むというような報告がありましたが、いくらだったかな、300万超えとったつかな、いくらかちょっと宙に覚えとらんですが、その8割ぐらいでよかったと。じゃあ、そういった報告というのは、もちろんなぜ減額補正をされんとかというのがあります。入札残ですから、ほかにどういった使い方をするのか。報告というのは、じゃあ、社会文教常任委員会に属しとらんもんは、そのこつは全然分からんで、のちのちに決算書で出てくるのかというのがありまして、その報告がですね、そういったところが全く分かりませんので、そのへんのなれ合いといいますか、をお尋ねしたいと思いますが。

○議長（中川政司君） 倉田教育課長。

○教育課長（倉田辰実君） ご説明を申し上げます。

今回の椿のもちの木の撤去につきましては、7月の臨時会のほうで89万7,000円の補正をご承認いただいたところでございます。そのあとですね、その議会の中で少し高いんじゃないかろうかというご意見をいただきました。先ほど、渡邊委員長が申されましたように、同じような条件で森林組合と長嶺造園のほうに見積りを依頼しました。その中でですね、先ほどご報告のとおりですね、約2割減の予算で見積りが出たというところでございます。予算残につきましてはですね、当然言われますように、当然減額補正ということで落とすべきところでございますけども、このあとですね、正式に工事が終わりましたから減額というかたちを、対応をさせていただきたいというふうに思っております。

なお、工期につきましてもですね、先ほど言われましたように、9月の下旬から作業に入られまして、10月の10日までにはですね、完了されるということで報告を受けておりますのでご説明申し上げます。

○議長（中川政司君） 吉田君。

○7番（吉田美好君） やはり、今のような状況がですね、多分いくつも出てくる可能性はあると思いますが、そういったときには随時やはり減額補正をですね、どの課におきましてもやっただきたいという思いがあります。私たちは予算関係について、委員会に付託をしておりますから、やっぱり全員がですね、その認知はせにやならんという思いを持っておりますので質問をいたしました。

以上、終わります。

○議長（中川政司君） ほかに質疑ありませんか。10番、福田秀憲君。

○10番（福田秀憲君） 議長、10番。

○議長（中川政司君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） ただ今上程中の議案第53号について質問をいたします。

17ページで、震災家屋の解体撤去委託料（震災分）ということで1億8,500万、相当な金額が出ております。今までですね、撤去の家屋というのは、確か396家屋じゃなかったらと思うわけですが、その時に予算を組んだのが2億8,200万ぐらいの予算を組んでおります。相当な額が計上されておりますけれども、こんなに解体の家屋が増えたのか。このあたりの説明をお願いいたします。

○議長（中川政司君） 北島水道衛生課長。

○水道衛生課長（北島浩徳君） ご説明申し上げます。

当初、28年度災害が発生いたしまして、当初の見込額として303件の解体を見込んでおりました。現在、387件の申請がっております。303件中、29年度の当初予算としまして、303件中の60%を当初予算として計上をいたしました。申請数につきましては、当初予算から84の増となっておりますが、その後の申請分を測量しまして見込額を出しております。それから、当初予算の60%分を引いた残りを今回補正予算分として計上をいたしております。平成29年8月まで解体済みが130、29年度につきましては130棟で、残りが91棟、29年度としましては、221棟の解体を予定しております。

以上です。

○議長（中川政司君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） 当初の予算ということでは、303棟の計上ということで、今回は、全体的には387ということでは理解してよろしいのでしょうか。の分を含めて、今度増額の1億8,598万1,000円ということではよろしいのでしょうか。

○議長（中川政司君） 北島水道衛生課長。

○水道衛生課長（北島浩徳君） ご説明申し上げます。

当初、28年度震災が発生しました時点での見込額としましては303棟を予定しておまして、今回実質が387棟となっております。今回の補正につきましては、その387棟分となりますけれども、それにつきましては、28年度と29年度分の棟数となっております。

当初、303棟の分のうちの6割を29年度に当初予算として計上しております。それで、387棟となりまして、追加のありました分を全て測量いたしまして、面積を出しまして、解体の事業費を見込みを出しまして、当初の60%分を差し引いた分を今回補正をいたしております。

○10番（福田秀憲君） 分かりました。ようやく理解できましたので、以上終わります。

○議長（中川政司君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第10、議案第53号、平成29年度美里町一般会計補正予算（第3号）は、
原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第10、議案第53号、平成29年度美里町一般会計補正
予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第54号 平成29年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第
2号）

○議長（中川政司君） 日程第11、議案第54号、平成29年度美里町国民健康保険
特別会計補正予算（第2号）を再度上程し、議題といたします。

これから質疑を行います。質疑は一括質疑で行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第11、議案第54号、平成29年度美里町国民健康保険特別会計補正予算
（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第11、議案第54号、平成29年度美里町国民健康保険

特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第55号 平成29年度美里町土地取得特別会計補正予算（第1号）

○議長（中川政司君） 日程第12、議案第55号、平成29年度美里町土地取得特別会計補正予算（第1号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑は一括質疑で行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第12、議案第55号、平成29年度美里町土地取得特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第12、議案第55号、平成29年度美里町土地取得特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第56号 平成29年度美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（中川政司君） 日程第13、議案第56号、平成29年度美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）を再度上程し、議題といたします。

これから質疑を行います。質疑は一括質疑で行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第13、議案第56号、平成29年度美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第13、議案第56号、平成29年度美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（中川政司君） ここでしばらく休憩をいたします。再開を午前11時15分といたします。

-----○-----

休憩 午前10時58分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（中川政司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第14 議案第57号 平成29年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（中川政司君） 日程第14、議案第57号、平成29年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑は一括質疑で行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第14、議案第57号、平成29年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めま

す。

(賛成者 起立)

○議長(中川政司君) 全員起立です。

したがいまして、日程第14、議案第57号、平成29年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第58号 平成29年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(中川政司君) 日程第15、議案第58号、平成29年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を再度上程し、議題といたします。

これから質疑を行います。質疑は一括質疑で行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(中川政司君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(中川政司君) 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(中川政司君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第15、議案第58号、平成29年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(中川政司君) 全員起立です。

したがいまして、日程第15、議案第58号、平成29年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第59号 平成29年度美里町生活排水特別会計補正予算(第1号)

○議長(中川政司君) 日程第16、議案第59号、平成29年度美里町生活排水特別会計補正予算(第1号)を再度上程し、議題といたします。

これから質疑を行います。質疑は一括質疑で行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第16、議案第59号、平成29年度美里町生活排水特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第16、議案第59号、平成29年度美里町生活排水特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第60号 平成29年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第2号）

○議長（中川政司君） 日程第17、議案第60号、平成29年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を再度上程し、議題といたします。

これから質疑を行います。質疑は一括質疑で行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第17、議案第60号、平成29年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第17、議案第60号、平成29年度美里町後期高齢者医

療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第61号 準用河川金木川災害復旧工事請負契約の締結について

○議長（中川政司君） 日程第18、議案第61号、準用河川金木川災害復旧工事請負契約の締結についてを議題といたします。

内容説明を求めます。長井建設課長。

○建設課長（長井寿浩君） それでは、議案第61号についてご説明申し上げます。

議案第61号、準用河川金木川災害復旧工事請負契約の締結について

次のとおり準用河川金木川災害復旧工事の請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成29年9月11日提出 美里町長 上田泰弘

- 1 契約金額 9,396万円
- 2 契約の相手方 熊本県下益城郡美里町畝野2900番地
株式会社西村建設
代表取締役 西村潤次郎

- 3 契約の方法 指名競争入札

提案理由でございます。準用河川金木川災害復旧工事に係る請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

次に、添付資料をご覧くださいと思います。

1. 工事の工種と数量です。復旧延長476メートルで、1工区から11工区での復旧でございます。石積工A=453平方メートル、コンクリートブロック積工A=1,427平方メートル、小口止工V=15立方メートル、仮設道路L=704メートル、大型土のうN=532袋、掛樋工L=28メートル、締切排水溝N=21カ所でございます。

2. 工期です。議決の翌日、議決の翌日が週休日又は休日に当たる場合は、その翌日から30年3月23日までとしておりますが、工事の性質、規模から繰越しを予定しております。

準用河川金木川は昨年の6月の豪雨により、護岸が被災している状況で、国庫負担の公共土木施設災害復旧事業で工事を行うものでございます。

次に、図面をご覧ください。まず左下に位置図を示しております。今回の工事箇所は、県道三本松甲佐線から町道時原由来線に入った所の橋梁の上下流でございます。

す。平面図に表示してあります赤い色の部分が、復旧工事を行う箇所でございます。全工区で11工区になっております。1工区から4工区の箇所を石積工、5工区から11工区の箇所をコンクリートブロック積で復旧を行います。右下の図面が各箇所の標準断面図となっており、このようなかたちで護岸の復旧工事を行う工事でございます。

以上で、議案第61号の説明を終わらせていただきます。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第18、議案第61号、準用河川金木川災害復旧工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがいまして、日程第18、議案第61号、準用河川金木川災害復旧工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 議案第62号 普通河川藤木川災害復旧工事請負契約の締結について

○議長（中川政司君） 日程第19、議案第62号、普通河川藤木川災害復旧工事請負契約の締結についてを議題とします。

内容説明を求めます。長井建設課長。

○建設課長（長井寿浩君） それでは、議案第62号についてご説明申し上げます。

議案第62号、普通河川藤木川災害復旧工事請負契約の締結について

次のとおり普通河川藤木川災害復旧工事の請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成29年9月11日提出 美里町長 上田泰弘

1 契約金額 5,336万2,800円

- 2 契約の相手方 熊本県下益城郡美里町遠野268番地1
岩田建設株式会社
代表取締役 岩田龍裕

3 契約の方法 指名競争入札

提案理由でございます。普通河川藤木川災害復旧工事に係る請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

次に、添付資料をご覧いただきたいと思います。

1. 工事の内容と工種数量です。復旧延長L=119メートルです。コンクリートブロック積工A=902平方メートル、底張コンクリートA=216平方メートル、現場打コンクリート（落差工）V=37立方メートル、小口止工V=0.6立方メートル、仮設道路L=112メートル、掛樋工L=121メートル、締切排水溝N=1カ所でございます。

2. 工期。議決の翌日、議決の翌日が週休日又は休日に当たる場合は、その翌日から30年3月23日までとしておりますが、工事の性質、規模から繰越しを予定しております。

普通河川藤木川は、今年の6月の豪雨により護岸が被災している状況で、国庫負担の公共土木施設災害復旧事業で工事を行うものでございます。

次に、図面をご覧ください。まず左下に位置図を示しております。今回の工事箇所は、洞岳地区の藤木地内で善宗寺横の河川となっております。県道清和砥用線を横断し、緑川へ流れ込む河川の復旧でございます。平面図の右側が上流部になり、赤い色で表示しているのが復旧する範囲でございます。右下の図面が標準断面図です。コンクリートブロック積工で、護岸の復旧と洗掘防止のため落差工及び底張コンクリートを施工して復旧を行う工事でございます。

以上、議案第62号の説明を終わらせていただきます。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第19、議案第62号、普通河川藤木川災害復旧工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがいまして、日程第19、議案第62号、普通河川藤木川災害復旧工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第20 陳情第1号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について（依頼）

○議長（中川政司君） 日程第20、陳情第1号、「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について（依頼）を議題といたします。

皆さんにお諮りします。陳情第1号については、会議規則第95条並びに同第92条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

したがいまして、陳情第1号については委員会の付託を省略することに決定しました。

それでは、陳情書を議会事務局長に朗読をさせます。福島議会事務局長。

○事務局長（福島 繁君） それでは、議案集の陳情第1号の次のページをお願いいたします。それでは、読み上げます。

平成29年8月7日

熊本県美里町議会議長様

提出者 全国森林環境税創設促進議員連盟 会長 板垣一徳

「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について（依頼）
当連盟の活動については、日頃よりご支援、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、当連盟は、森林の公益的機能を継続して確保するため、その保全を担う市区町村の森林・林業・山村対策の抜本的強化を図ることを目的とし、新たな税財源である「全国森林環境税」を創設することを目指し、全国の加盟市町村長で組織する「全国森林環境税創設促進連盟」と共に平成6年より活動を進めてきたところであります。

このような中、政府・与党は『平成29年度税制改正大綱』において、「市町村

が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用も含め都市、地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る」との方針が示されたところであります。

もとより、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取り組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題であります。

このような状況を踏まえ、当連盟では本年度が制度実現のための正念場であると捉え、森林・林業・山村対策の抜本的強化を図るための「全国森林環境税」導入の一日も早い実現を求めるため、全国の市区町村議会での意見書の採択を求めることとしたところであります。

つきましては、貴議会におかれましては、9月定例議会において「全国森林環境税の創設」に関する意見書をご採択いただき、政府・国会等関係要路にご提出いただきますようご依頼申し上げます。

以下の記載につきましては、省略をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 以上で、議会事務局長の朗読を終わります。

これから討論を行います。まず、採択に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、採択に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第20、陳情第1号、「全国森林環境税」の創設に関する意見書採択に関する陳情について（依頼）を採択することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第20、陳情第1号、「全国森林環境税」の創設に関する意見書採択に関する陳情について（依頼）は、採択することに決定しました。

-----○-----

日程第21 発議第1号 全国森林環境税の創設に関する意見書の提出について

○議長（中川政司君） 日程第21、発議第1号、「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出についてを議題といたします。

それでは、提出議員の趣旨説明を求めます。6番、松永正憲君。

○6番（松永正憲君） 発議第1号、「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり美里町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成29年9月11日提出

提出者 美里町議会議員 松永正憲

賛成者 美里町議会議員 濱田憲治

美里町議会議長 中川政司様

提案理由です。森林は、木材等林産物の供給をはじめ、地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、土砂災害防止、生物多様性保全、自然環境の保持などの多様な公益的機能を有し、国民生活と切り離すことができない財産であり、この緑豊かな国土を保全していくことは国民に課せられた責務である。この緑豊かな森林が多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足などにより林業は衰退し、その結果山そのものが荒廃し、自然災害等でも国民の生命・財産が危険にさらされるといった事態も生じている。

このことから山村地域の市町村が主体となった森林・林業施策の推進は、地球温暖化防止のみならず国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源強化は喫緊の課題である。このことは政府・与党の平成29年度税制改正大綱においても森林整備等に必要な財源に充てるための森林環境税（仮称）の創設に向けて検討し、平成30年度税制改正において結論を得るとされている。本町においても総面積の約4分の3を森林が占め、林業の衰退と共に森林が荒廃しつつある。このことから早期実現に向け国に対して「全国森林環境税の創設に関する意見書」の提出を提案するものである。

全国森林環境税の創設に関する意見書（案）です。

我が国の地球温暖化対策については、2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、その達成のためには、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっている。

しかしながら、森林が多く所在する山村地域の市町村において、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減少など、厳しい情勢にあるほか、市町村が森林吸収源対策及び担い手の育成等山村対策に主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源は大幅に不足している。

このような中、政府・与党は、『平成29年度税制改正大綱』において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割

の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る」との方針を示したところである。

もとより、山村地域の市町村における森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取り組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのためには市町村の財源の強化は喫緊の課題である。

よって、下記の制度創設について実現を強く求めるものである。

記

平成29年度税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設」に関し、「平成30年度税制改正において結論を得る」と明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化を図るため「全国森林環境税」の早期導入を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

熊本県美里町議会議長 中川政司

衆議院議長 大島理森様

参議院議長 伊達忠一様

内閣総理大臣 安倍晋三様

財務大臣 麻生太郎様

総務大臣 野田聖子様

農林水産大臣 齋藤 健様

環境大臣 中川雅治様

経済産業大臣 世耕弘成様

以上でございます。

○議長（中川政司君） 以上で、提出議員の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

松永議員、自席にお戻りください。

これから討論を行います。まず、提出に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 次に、提出に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第21、発議第1号、「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第21、発議第1号、「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出については、衆議院議長ほか全8名に意見書を提出することに決定しました。

また、この結果につきましては、陳情書提出者にも通知したいと思います。

-----○-----

日程第22 議員派遣の件について

○議長（中川政司君） 日程第22、議員派遣の件についてを議題といたします。

皆さんにお諮りします。別紙のとおり、議員を派遣したいと思います。また派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たに派遣が必要となった場合の判断は、議長に一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たに派遣が必要となった場合などは、議長に一任していただくことに決定しました。

-----○-----

日程第23 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について

日程第24 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について

○議長（中川政司君） 日程第23、各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について及び、日程第24、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件についてを一括して議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

よって、日程第23及び日程第24を一括して議題とすることに決定しました。

日程第23及び日程第24を一括して議題といたします。

お諮りします。各常任委員長、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継

続調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

したがいまして、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に上程されました案件は全部議了いたしました。

したがいまして、会議規則第8条の規定により、閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

閉会に先立ち、上田町長に挨拶を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 平成29年第3回定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まずは、提案をさせていただきましたすべての議案に関しまして可決をいただき、誠にありがとうございました。今回の補正予算で本年度も現時点で100億円を超える予算となってきました。また、一番冒頭に吉田議運の委員長からも話がありましたが、繰越額も含めると約126億円ぐらいの年度予算になってくるというふうに思います、現時点でございます。まだまだ復旧復興に向けて、今鋭意頑張っておりますが、かなりの時間を要するのではないかとこのように思います。しっかりと一歩一歩ですね、復旧復興に向けて頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞこれからもご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、また今年は何とか梅雨は乗り切りましたが、これから台風の季節になってまいります。今週末もまた台風が接近するというような予報になっておりますので、いろんな意味で地元のほうでも台風にご備えていただきますように、どうぞご協力をよろしくお願い申し上げます。

今定例会の閉会にあたり、感謝のご挨拶とさせていただきます。大変お世話になりました。

○議長（中川政司君） 以上で、町長の挨拶を終わります。

それでは、これもちまして、本日の会議を閉じ、平成29年第3回美里町議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

閉会 午前11時52分

地方自治法第123条第2項の規定により署名いたします。

美里町議会議員

美里町議会議員

美里町議会議員

美里町議会会議録
平成29年第3回定例会

平成29年9月発行

発行人 美里町議会議長 中川政司
編集人 美里町議会事務局長 福島 繁
作成 株式会社アクセス
電話 (096) 372-1010

~~~~~  
美里町議会事務局

〒861-4492 熊本県下益城郡美里町馬場1100番地  
電話 (0964) 46-2111